

あだちの特別区税

令和5年度実績概要

令和6年9月

区民部 課税課・納税課

目 次

I 特別区税の概要	1
1 歳入に占める特別区税の割合	1
2 歳入に占める特別区税の推移（決算額）	2
 II 各税の実績	3
1 特別区民税	3
(1) 合計収納額・合計収納率の推移	3
(2) 合計収納額・合計収納率の23区比較	4
(3) 納税義務者数の推移	5
(4) 課税標準額段階別納税義務者数	6
(5) 非課税者数	7
(6) ふるさと納税による調定額への影響（寄附金控除額）	9
2 軽自動車税(種別割・環境性能割)	10
(1) 徴収実績の推移	10
(2) 調定額・収納額（種別割・現年度分）の23区比較	11
(3) 種類別決算台数の推移	12
3 特別区たばこ税・入湯税	13
(1) 特別区たばこ税収納額の23区比較（現年度分）	13
(2) 特別区たばこ税の売渡本数・収納額の推移（現年度分）	13
(3) 入湯税	13
 III 収納率向上・適正課税に向けた取組み	14
1 徴収強化の取組み	14
(1) 財産調査・差押えの強化	14

(2) 納付案内センターの活用	14
(3) 区外転出した滞納者に対する調査	14
(4) 休日相談の実施	14
(5) 口座振替の利用促進やスマートフォン決済アプリによる納付方法の拡大	15
(6) 滞納整理ノウハウ蓄積のための職員研修の実施等	15
(7) 夜間電話催告の実施	15
2 令和5年度特別区民税・軽自動車税（種別割）の徴収実績	15
(1) 令和5年度特別区民税・軽自動車税（種別割）滞納整理実績表	16
(2) 差押え・公売の状況	18
(3) 納付案内センターの稼働状況（区・都民税、軽自動車税実施分）	19
(4) 徴収方法別収納状況	20
(5) 口座振替による特別区民税（普通徴収）収納額等の推移	21
3 検税（未申告や扶養などの調査・更正等）の取組み及び結果	22
(1) 検税期間	22
(2) 扶養調査	22
(3) 法定調書（報酬・配当・給与）に係る調査及び更正	22
(4) 事業所への給与支払報告書の調査	22
(5) 住所不明な確定申告書及び給与支払報告書の調査	22
(6) 再裁定年金に係る調査及び更正	22
(7) 事業所課税不明申告書調査	22
IV 資 料 編	23
1 税金の種類（国税・地方税別）	23
2 特別区税の納付について（足立区に納める税）	24
3 特別区税の税率・税額	25

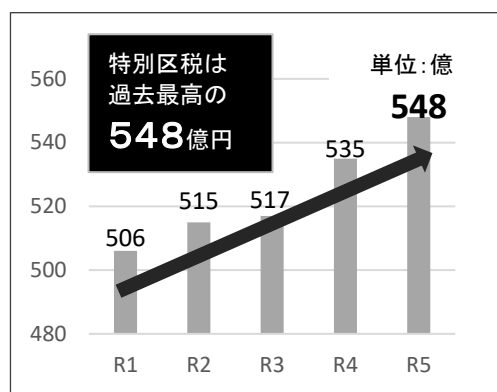
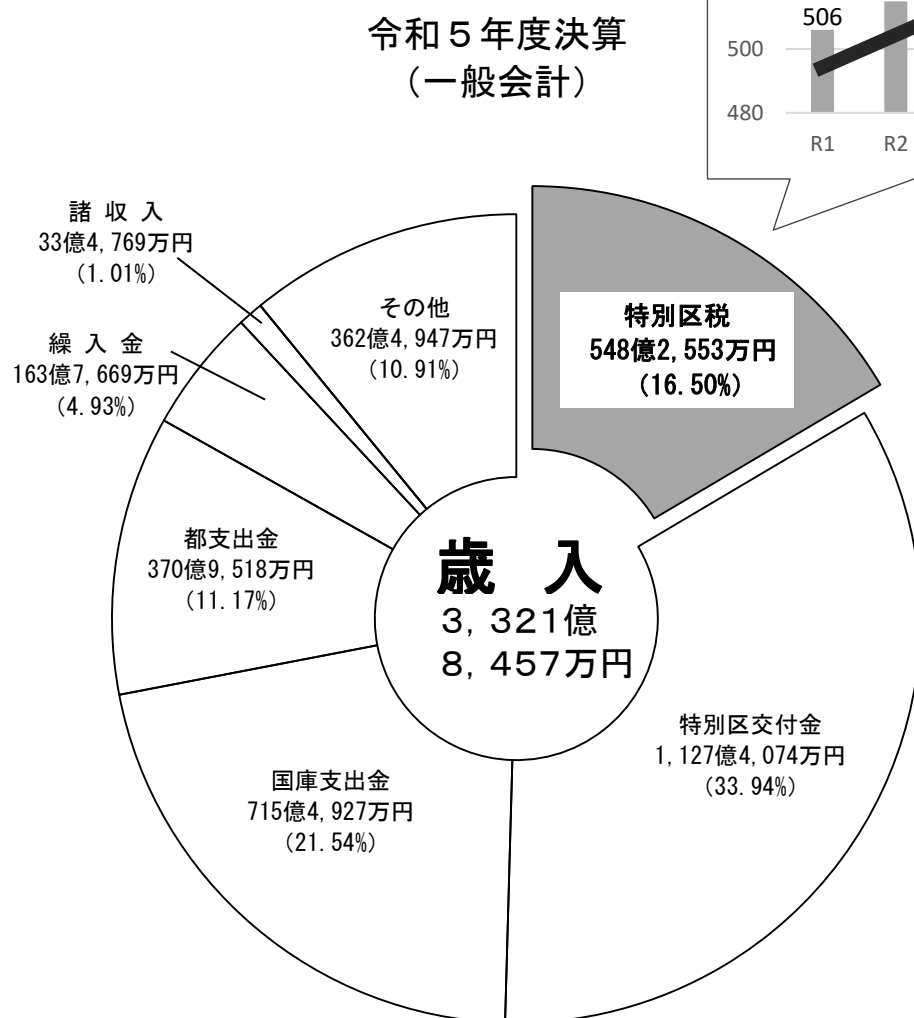
(1) 特別区民税（個人住民税）	25
(2) 軽自動車税（種別割）	25
(3) 軽自動車税（環境性能割）	27
(4) 特別区たばこ税	27
(5) 入湯税	27
4 令和5年度特別区税の賦課徴収に要する経費等	28
5 税証明書発行状況	29
(1) 発行手数料別税証明書発行件数	29
(2) 発行元別税証明書発行件数	29
6 特別区民税・都民税の納付書等送付用封筒の広告収入	30
7 令和5年度「あだち広報」掲載実績	31
(1) 課税課	31
(2) 納税課	32
8 令和5年度施行の税制の改正点	33
9 課税課・納税課の組織と事務分掌	34
10 足立区内税務機関	38
巻末資料	第三次足立区滞納対策アクションプラン（特別区民税 収納率向上3年計画）令和4年6月～令和7年5月 区民部納税課作成

I 特別区税の概要

1 歳入に占める特別区税の割合

令和5年度の足立区の収入は3,321億8,457万円となった。
そのうち特別区税の収入は548億2,553万円で過去最高となり、
約16.5%を占めている。

増収の要因は、特別区民税の納税義務者数の増加(令和5年度369,329人
対前年度+5,318人)や最低賃金の上昇に伴う給与水準の向上によるもの。



特別区税について、令和5年度決算額と令和4年度決算額を比較すると、
約12億8,000万円増となった(2.4%増)。

2 歳入に占める特別区税の推移（決算額）

（単位：千円、％）

区分	歳入科目	自主 財源	依存 財源	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	5年度 構成比
一般財源	特別区税	○		50,554,585	51,515,303	51,669,587	53,545,141	54,825,528	16.50
	地方譲与税		○	1,032,964	1,051,070	1,071,872	1,096,670	1,091,566	0.33
	利子割交付金		○	141,790	135,897	127,495	168,414	196,828	0.06
	地方消費税交付金		○	11,157,381	14,057,220	15,484,700	16,392,257	16,216,302	4.88
	ゴルフ場利用税交付金		○	1,501	824	2,055	2,577	2,553	0.00 (0.0008)
	自動車取得税交付金		○	304,660	89	2	50	8,132	0.00 (0.002448)
	環境性能割交付金		○	107,654	184,970	238,259	280,148	304,286	0.09
	地方特例交付金		○	1,705,151	757,070	716,154	744,157	659,248	0.20
	特別区（財政調整）交付金		○	112,850,652	99,287,029	104,235,049	111,610,532	112,740,738	33.94
	交通安全対策特別交付金		○	70,111	80,808	81,276	76,358	72,732	0.02
	配当割交付金		○	705,494	658,284	917,006	896,834	1,047,032	0.32
	株式等譲渡所得割交付金		○	435,745	768,819	1,122,331	689,397	1,124,346	0.34
	計			179,067,688	168,497,383	175,665,786	185,502,535	188,289,291	56.68
特定財源	分担金・負担金	○		3,168,511	2,120,471	2,381,093	2,288,437	2,245,197	0.67
	使用料・手数料	○		4,368,495	4,053,269	4,154,445	4,607,698	4,627,598	1.39
	国庫支出金		○	66,634,015	139,896,166	101,759,913	85,694,267	71,549,268	21.54
	都支出金		○	23,006,189	28,232,220	26,945,631	29,335,616	37,095,185	11.17
	財産収入	○		559,193	936,562	1,181,062	672,352	1,003,134	0.30
	寄付金	○		28,901	94,664	186,896	296,060	254,255	0.08
	繰入金	○		10,021,650	16,640,145	30,457,625	22,168,811	16,376,685	4.93
	繰越金	○		5,192,399	5,464,234	5,571,799	6,952,558	7,396,264	2.23
	諸収入	○		2,809,370	3,560,915	3,644,767	3,763,817	3,347,691	1.01
	特別区債		○	222,600	1,293,300	188,000	0	0	0.00
	計			116,011,323	202,291,946	176,471,231	155,779,616	143,895,277	43.32
歳入合計				295,079,011	370,789,329	352,137,017	341,282,151	332,184,568	100.00
自主財源				76,703,104	84,385,563	99,247,274	94,294,874	90,076,352	27.12
依存財源				218,375,907	286,403,766	252,889,743	246,987,277	242,108,216	72.88

（注）一般財源と特定財源の違いは、その使途が特定されているかどうかによるものである。

構成比は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が合致しない部分がある。

自主財源…区が自らの権能に基づいて、自主的に調達できる財源。

依存財源…国・都等にその調達を依存しなければならない財源。

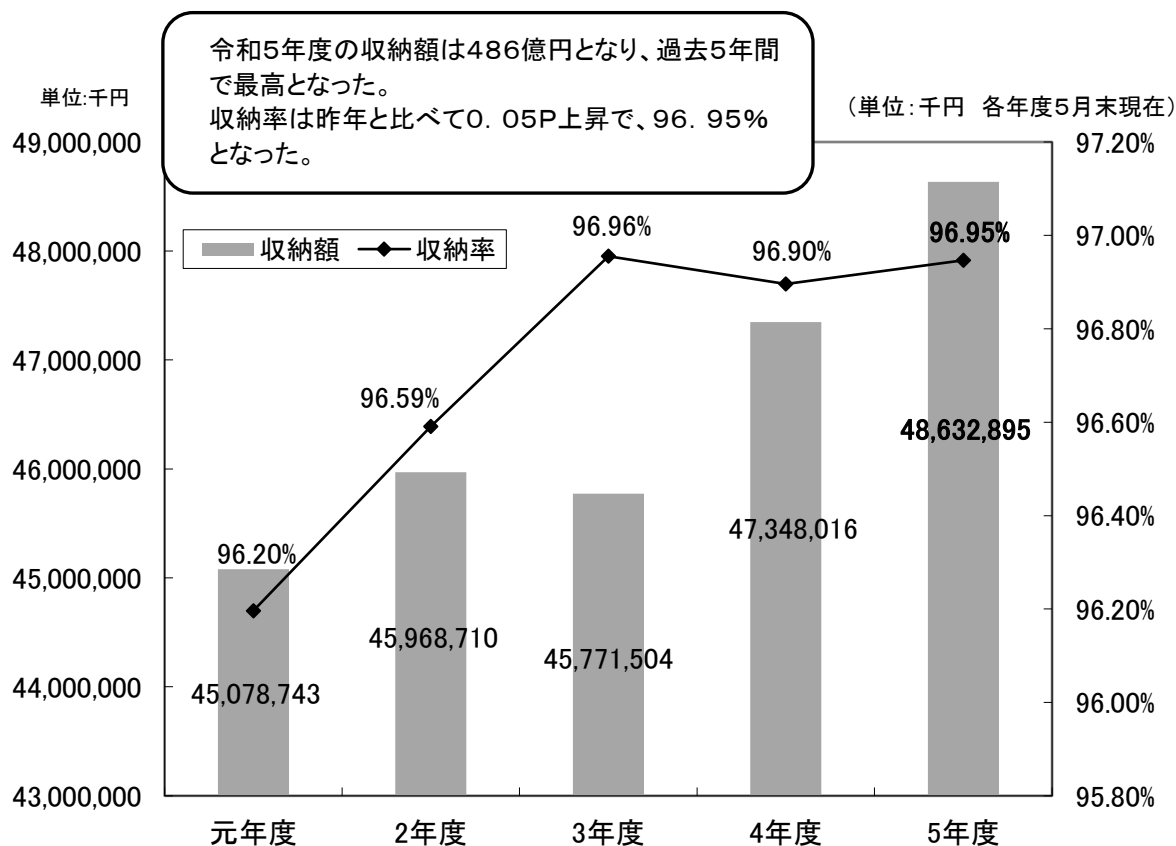
【Ⅱ 各税の実績】

1 特別区民税

Ⅱ 各税の実績

1 特別区民税

(1) 合計収納額・合計収納率の推移



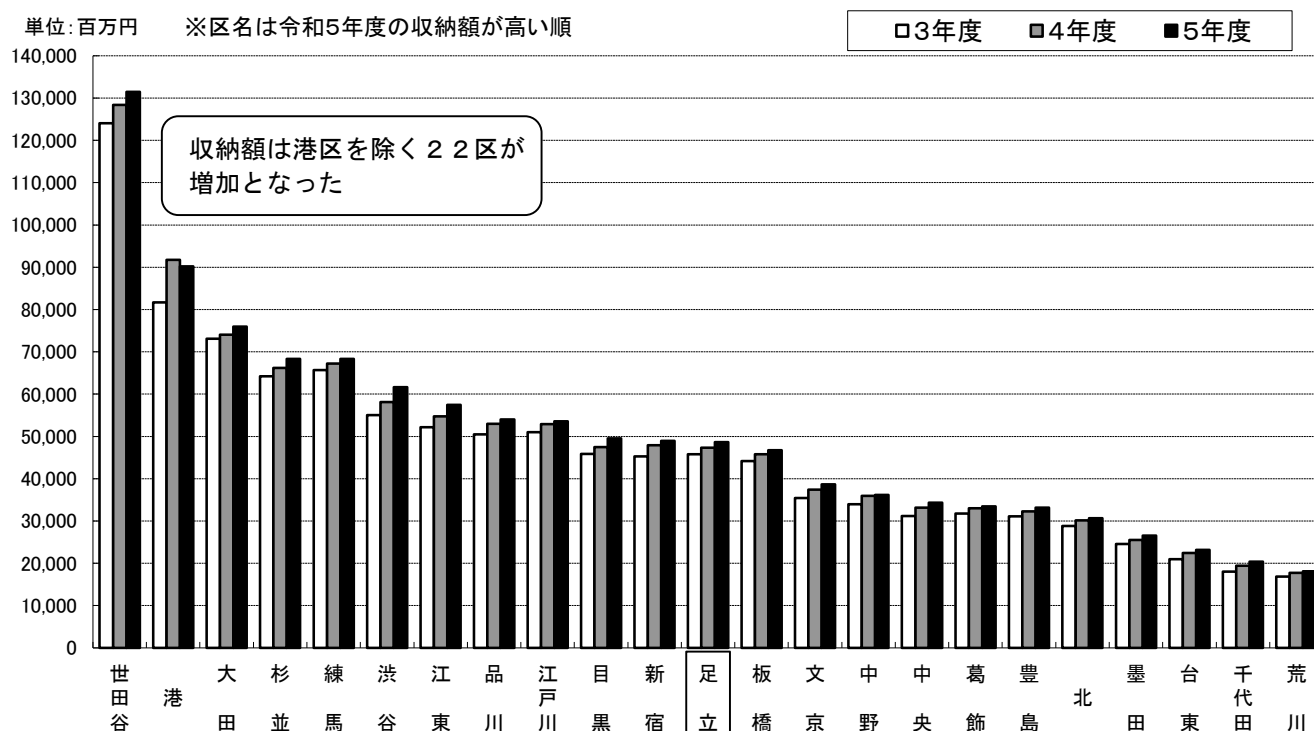
(単位:千円, %)

年度	内訳	調定額	収納額	収納率
元	現年課税分	45,256,108	44,370,237	98.04%
	滞納繰越分	1,605,091	708,506	44.14%
	合計	46,861,199	45,078,743	96.20%
2	現年課税分	46,245,169	45,397,305	98.17%
	滞納繰越分	1,346,131	571,405	42.45%
	合計	47,591,300	45,968,710	96.59%
3	現年課税分	45,883,927	45,180,133	98.47%
	滞納繰越分	1,324,954	591,371	44.63%
	合計	47,208,881	45,771,504	96.96%
4	現年課税分	47,633,133	46,815,723	98.28%
	滞納繰越分	1,231,775	532,293	43.21%
	合計	48,864,908	47,348,016	96.90%
5	現年課税分	48,835,286	48,088,251	98.47%
	滞納繰越分	1,329,444	544,644	40.97%
	合計	50,164,730	48,632,895	96.95%
5年度－4年度(合計比)		1,299,822	1,284,879	0.05P

(注) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が合致しない部分がある。

(2) 合計収納額・合計収納率の23区比較

年度別 特別区民税収納額の23区比較表



調定額と収納額の推移

(単位: 千円, %)

区名	3年度			4年度			5年度		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
世田谷	126,748,819	124,048,902	97.87	131,167,615	128,425,342	97.91	134,112,560	131,474,980	98.03
港	83,881,443	81,655,622	97.35	94,386,689	91,743,905	97.20	92,844,737	90,208,551	97.16
大田	73,937,365	73,121,718	98.90	74,884,906	74,063,629	98.90	76,849,364	75,969,074	98.85
杉並	66,109,865	64,216,302	97.14	68,186,882	66,214,291	97.11	70,282,227	68,363,846	97.27
練馬	66,906,642	65,699,702	98.20	68,250,192	67,226,939	98.50	69,419,666	68,363,642	98.48
渋谷	56,209,693	55,051,138	97.94	59,945,638	58,118,150	96.95	63,355,362	61,658,074	97.32
江東	52,873,303	52,165,682	98.66	55,503,473	54,762,884	98.67	58,237,667	57,487,909	98.71
品川	50,908,683	50,461,363	99.12	53,379,157	52,947,687	99.19	54,478,646	54,003,107	99.13
江戸川	51,390,117	51,013,368	99.27	53,332,712	52,882,127	99.16	54,116,250	53,591,625	99.03
目黒	46,691,361	45,835,903	98.17	48,186,535	47,439,604	98.45	50,199,502	49,548,606	98.70
新宿	46,526,720	45,242,935	97.24	49,171,983	47,884,601	97.38	50,213,330	48,921,808	97.43
足立	47,208,881	45,771,504	96.96	48,864,908	47,348,016	96.90	50,164,730	48,632,895	96.95
板橋	45,086,022	44,203,409	98.04	46,589,194	45,816,039	98.34	48,197,303	46,752,602	97.00
文京	35,768,658	35,434,164	99.06	37,773,863	37,418,445	99.06	39,127,810	38,699,001	98.90
中野	34,988,154	33,977,756	97.11	36,889,405	35,946,915	97.45	37,038,556	36,194,283	97.72
中央	31,942,448	31,181,104	97.62	33,939,804	33,153,400	97.68	35,034,779	34,338,011	98.01
葛飾	32,992,991	31,761,378	96.27	34,158,105	33,019,111	96.67	34,542,880	33,429,657	96.78
豊島	31,856,010	31,074,072	97.55	32,966,847	32,255,705	97.84	33,869,236	33,147,595	97.87
北	29,411,264	28,835,120	98.04	30,710,247	30,152,029	98.18	31,153,650	30,630,299	98.32
墨田	24,965,914	24,593,461	98.51	25,901,366	25,508,537	98.48	26,923,612	26,528,040	98.53
台東	21,712,217	21,005,609	96.75	23,152,668	22,458,470	97.00	23,895,069	23,205,128	97.11
千代田	18,476,562	18,068,103	97.79	19,887,389	19,464,085	97.87	20,852,961	20,409,573	97.87
荒川	17,255,578	16,861,703	97.72	18,054,458	17,712,406	98.11	18,413,660	18,113,771	98.37
計	1,093,848,710	1,071,280,018	97.94	1,145,284,036	1,121,962,317	97.96	1,173,323,557	1,149,672,077	97.98

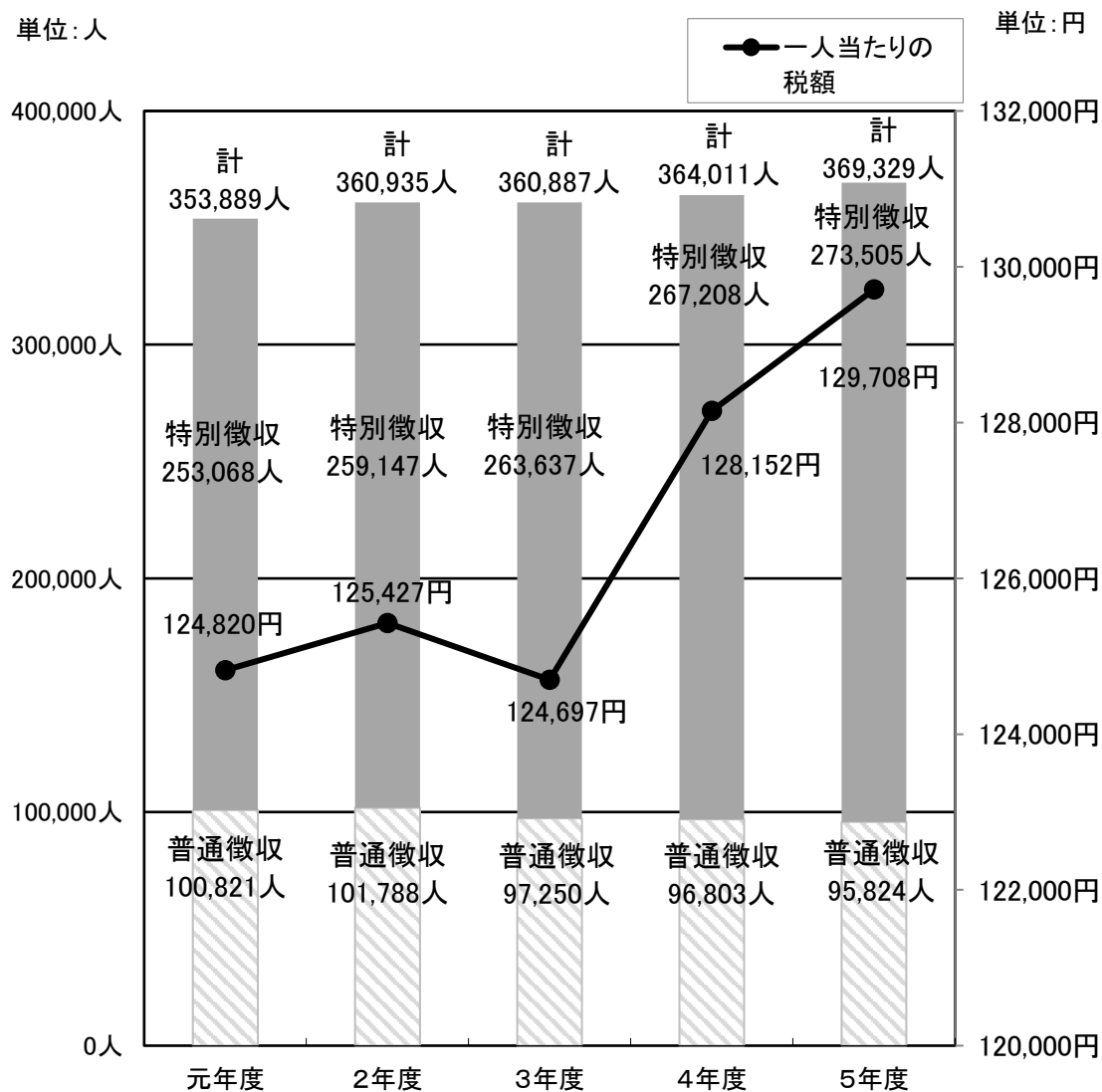
(注) 調定額と収納額は、現年度分・過年度分・滞納繰越分を含む。

(注) 区名は令和5年度の収納額が高い順。

(3) 納税義務者数の推移

納税義務者数は369,329人となり、前年比5,318人増加し、過去5年間で最高の人数となった。

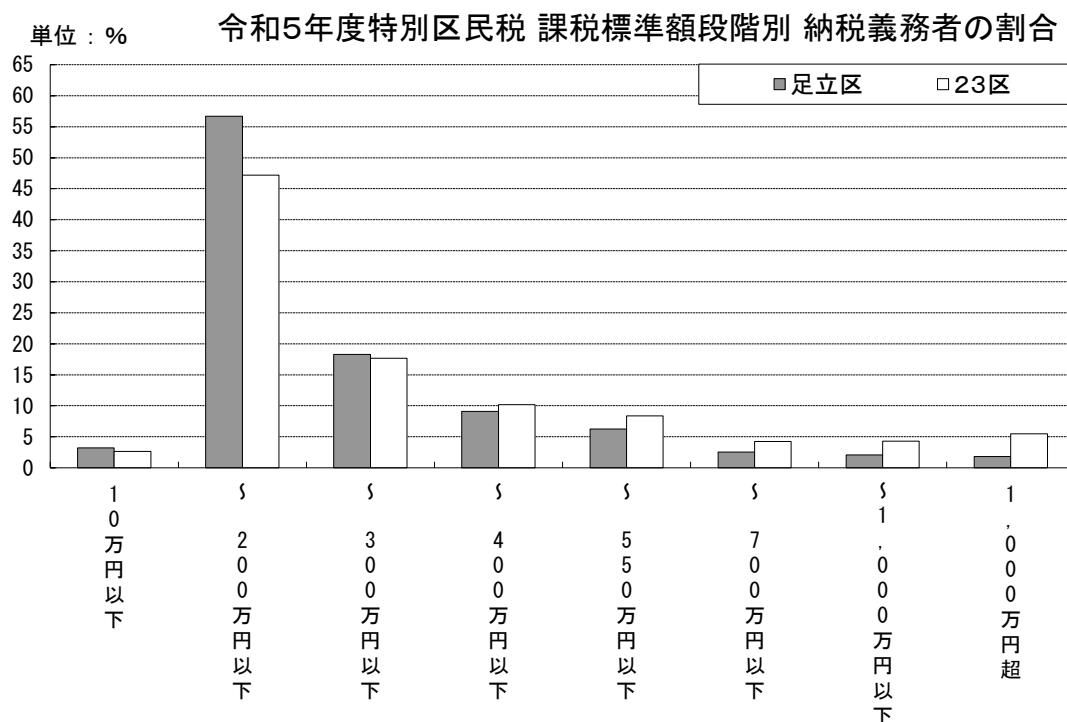
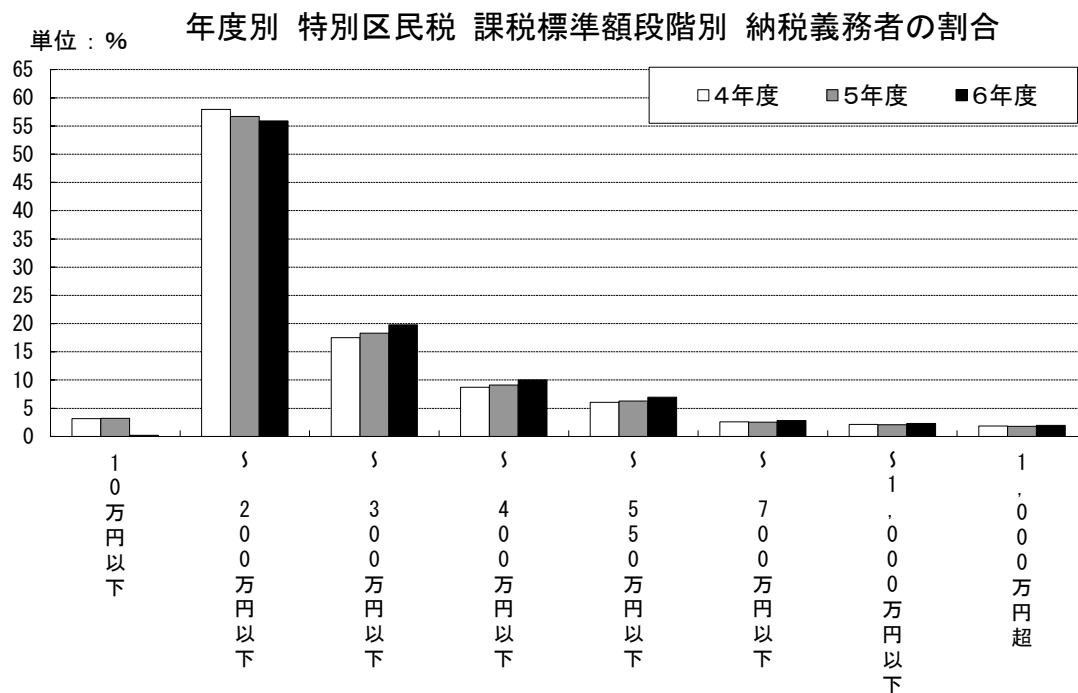
特別区民税納税義務者数の推移と一人当たりの税額



区 分		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
納税義務者	普通徴収	100,821人	101,788人	97,250人	96,803人	95,824人
	特別徴収	253,068人	259,147人	263,637人	267,208人	273,505人
	計	353,889人	360,935人	360,887人	364,011人	369,329人
一人当たりの税額		124,820円	125,427円	124,697円	128,152円	129,708円

(注) 一人当たりの税額は、現年度分決算額を納税義務者数で除して算出している。

(4) 課税標準額段階別納税義務者数 (課税状況等の調より)



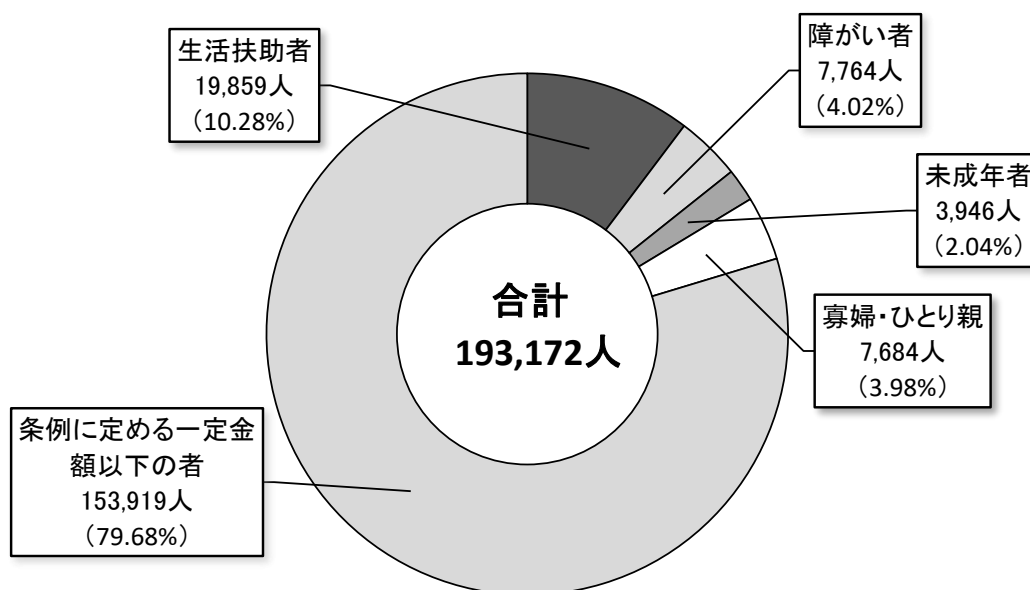
(単位：人，％)

課税標準額の段階	4年度		5年度				6年度	
	足立区	構成比	足立区	構成比	23区	構成比	足立区	構成比
10万円以下	11,019	3.18	11,314	3.22	139,326	2.62	649	0.19
～ 200万円以下	201,043	57.94	199,238	56.68	2,509,011	47.21	192,287	55.91
～ 300万円以下	60,817	17.53	64,335	18.30	937,583	17.64	68,107	19.80
～ 400万円以下	30,222	8.71	32,040	9.12	540,815	10.18	34,497	10.03
～ 550万円以下	21,049	6.07	21,960	6.25	444,141	8.36	24,008	6.98
～ 700万円以下	8,963	2.58	8,978	2.55	224,774	4.23	9,686	2.82
～1,000万円以下	7,483	2.16	7,284	2.07	228,164	4.29	7,888	2.29
1,000万円超	6,357	1.83	6,377	1.81	291,011	5.47	6,812	1.98
計	346,953	100.00	351,526	100.00	5,314,825	100.00	343,934	100.00

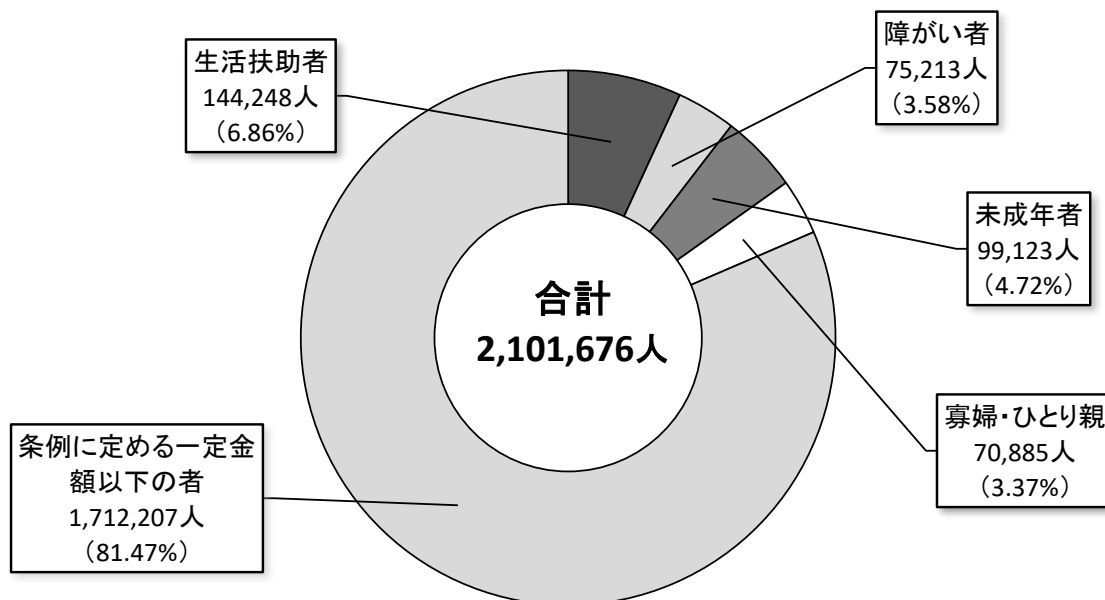
【Ⅱ 各税の実績】
1 特別区民税

(5) 非課税者数 (特別区税に関する参考資料：第5表 法第295条による非課税者に関する調より)

令和5年度非課税者区分の割合(足立区)



令和4年度非課税者区分の割合(23区)



※ 5年度の23区実績については、令和6年11月下旬頃に確定する。

足立区

(単位：人、%)

区分	年度	生活扶助者		障がい者		未成年者		寡婦・ひとり親 ※2		条例に定める一定 金額以下の者 ※1		合 計
			比率		比率		比率		比率		比率	
非課税者	元年度	20,717	10.76%	6,927	3.60%	11,252	5.84%	7,749	4.03%	145,892	75.77%	192,537
	2年度	20,353	10.61%	7,011	3.65%	11,639	6.06%	7,464	3.89%	145,454	75.79%	191,921
	3年度	20,060	10.44%	7,197	3.74%	10,330	5.38%	7,922	4.12%	146,640	76.32%	192,149
	4年度	19,993	10.43%	7,326	3.82%	9,674	5.04%	7,831	4.08%	146,939	76.63%	191,763
	5年度	19,859	10.28%	7,764	4.02%	3,946	2.04%	7,684	3.98%	153,919	79.68%	193,172

23区

(単位：人、%)

区分	年度	生活扶助者		障がい者		未成年者		寡婦・ひとり親 ※2		条例に定める一定 金額以下の者 ※1		合 計
			比率		比率		比率		比率		比率	
非課税者	元年度	148,725	6.84%	70,271	3.23%	110,138	5.06%	78,846	3.62%	1,768,038	81.25%	2,176,018
	2年度	145,404	6.67%	72,698	3.34%	119,568	5.48%	78,227	3.59%	1,764,326	80.92%	2,180,223
	3年度	142,814	6.69%	73,567	3.45%	102,836	4.82%	70,332	3.30%	1,744,896	81.74%	2,134,445
	4年度	144,248	6.86%	75,213	3.58%	99,123	4.72%	70,885	3.37%	1,712,207	81.47%	2,101,676
	5年度	※3										

◎非課税の所得限度額は、障がい者、未成年者、寡婦・ひとり親で合計所得金額が135万円以下の者。

※1 「条例に定める一定金額以下の者」とは、地方税法第295条第3項及び区税条例第10条

第2項の規定により、均等割を課さない者をいう。

区税条例第10条第2項では、合計所得金額が次の計算金額以下の者に対し、均等割を非課税と定めている。

35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+(21+10)万円

◎本人のみの場合は、21万円は足さない。

※2 令和2年度までは「寡婦・寡夫」が対象。

※3 5年度の23区実績については、令和6年11月下旬頃に確定する。

4年度 非課税者数の23区比較

(単位：人、%)

区 名	非課税者数	人 口 (R4.1.1)	対人口 比率
千代田	4,536	67,049	6.77%
中 央	32,540	171,419	18.98%
港	44,964	257,183	17.48%
新 宿	80,046	341,222	23.46%
文 京	44,709	226,332	19.75%
台 東	22,802	203,709	11.19%
墨 田	29,516	275,724	10.70%
江 東	122,169	525,952	23.23%
品 川	77,758	403,699	19.26%
目 黒	53,119	278,276	19.09%
大 田	164,847	728,703	22.62%
世田谷	187,927	916,208	20.51%
渋谷	45,056	229,013	19.67%
中 野	73,008	332,017	21.99%
杉 並	107,851	569,703	18.93%
豊 島	58,585	283,342	20.68%
北	83,247	351,278	23.70%
荒 川	55,202	215,543	25.61%
板 橋	143,738	567,214	25.34%
練 馬	177,464	738,358	24.03%
足 立	191,763	689,106	27.83%
葛 飾	124,937	462,083	27.04%
江戸川	175,892	689,739	25.50%
計	2,101,676	9,522,872	22.07%

非課税者数が多い順

(単位：人)

順位	区 名	非課税者数
1	足 立	191,763
2	世田谷	187,927
3	練 馬	177,464
4	江戸川	175,892
5	大 田	164,847
6	板 橋	143,738
7	葛 飾	124,937
8	江 東	122,169
9	杉 並	107,851
10	北	83,247
11	新 宿	80,046
12	品 川	77,758
13	中 野	73,008
14	豊 島	58,585
15	荒 川	55,202
16	目 黒	53,119
17	渋谷	45,056
18	港	44,964
19	文 京	44,709
20	中 央	32,540
21	墨 田	29,516
22	台 東	22,802
23	千代田	4,536

対人口比率が高い順

順位	区 名	対人口 比率
1	足 立	27.83%
2	葛 飾	27.04%
3	荒 川	25.61%
4	江戸川	25.50%
5	板 橋	25.34%
6	練 馬	24.03%
7	北	23.70%
8	新 宿	23.46%
9	江 東	23.23%
10	大 田	22.62%
11	中 野	21.99%
12	豊 島	20.68%
13	世田谷	20.51%
14	文 京	19.75%
15	渋谷	19.67%
16	品 川	19.26%
17	目 黒	19.09%
18	中 央	18.98%
19	杉 並	18.93%
20	港	17.48%
21	台 東	11.19%
22	墨 田	10.70%
23	千代田	6.77%

【Ⅱ 各税の実績】

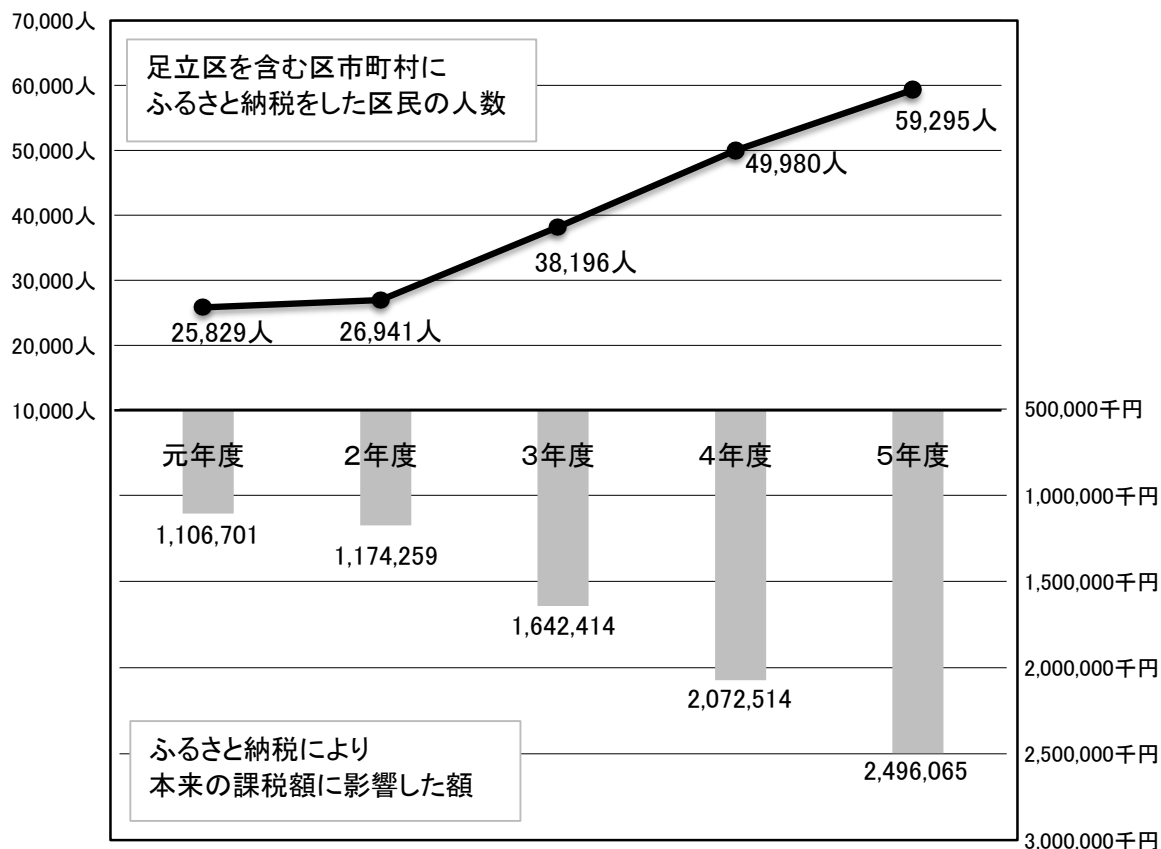
1 特別区民税

(6) ふるさと納税による調定額への影響（寄附金控除額）

（課税状況等の調より）

令和5年度の足立区の特別区民税は、ふるさと納税により、
本来の課税額と比較して約25億円のマイナスの影響を受けた。

ふるさと納税に係る寄附人数、控除額の推移



（単位：人，千円）

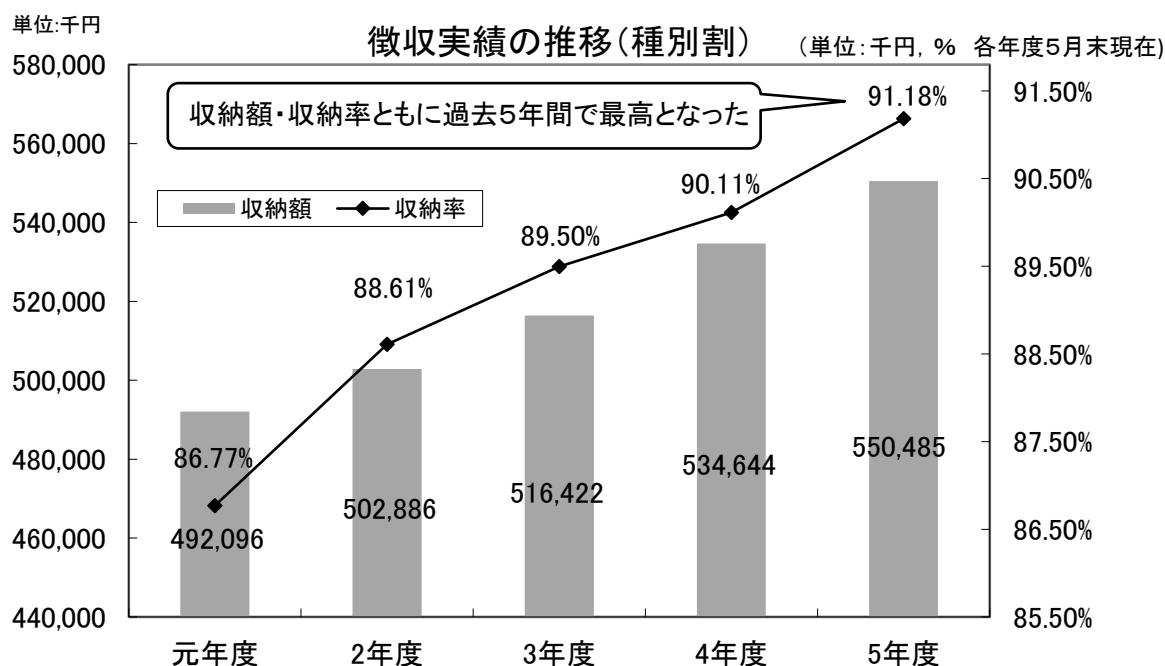
区分		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ふるさと納税 （特別区民税）	寄附人数	25,829人	26,941人	38,196人	49,980人	59,295人
	控除額	1,106,701	1,174,259	1,642,414	2,072,514	2,496,065

【参考】あだち虹色寄附制度の実績 ※足立区への寄附件数は過去5年間で最高となった
（単位：件，千円）

区分		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
あだち虹色 寄附制度	件数	124件	749件	288件	617件	1,160件
	寄附額	28,901	94,663	186,896	296,060	141,696

2 軽自動車税(種別割・環境性能割)

(1) 徴収実績の推移



【種別割】

(単位:千円, %)

年度	内訳	調定額	収納額	収納率
元	現年課税分	501,785	480,047	95.67%
	滞納繰越分	65,347	12,049	18.44%
	合計	567,132	492,096	86.77%
2	現年課税分	513,547	493,268	96.05%
	滞納繰越分	53,976	9,618	17.82%
	合計	567,523	502,886	88.61%
3	現年課税分	525,960	506,371	96.28%
	滞納繰越分	51,058	10,051	19.69%
	合計	577,018	516,422	89.50%
4	現年課税分	544,500	524,882	96.40%
	滞納繰越分	48,805	9,762	20.00%
	合計	593,305	534,644	90.11%
5	現年課税分	558,728	540,555	96.75%
	滞納繰越分	44,984	9,930	22.07%
	合計	603,712	550,485	91.18%
5年度－4年度(合計比)		10,407	15,841	1.07P

(注) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が合致しない部分がある。

【環境性能割】

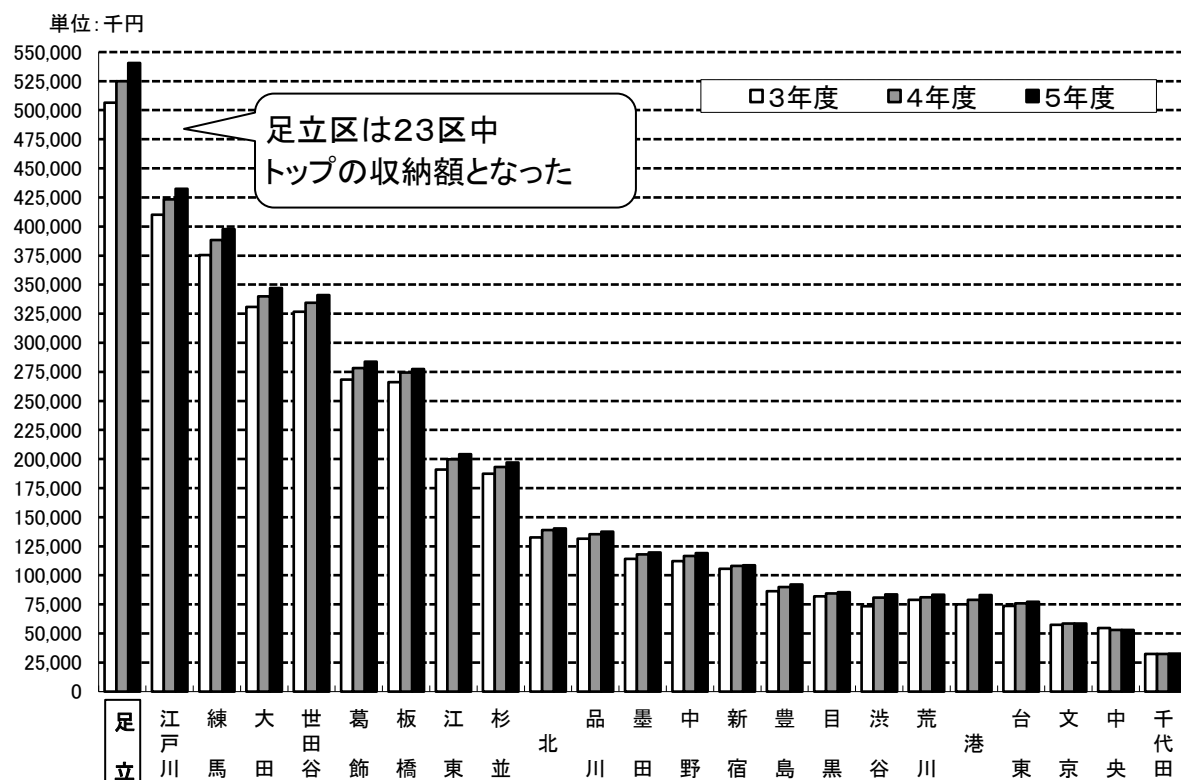
(単位:千円, %)

年度	内訳	調定額	収納額	収納率
3	現年課税分	22,611	22,611	100.00%
4	現年課税分	35,976	35,976	100.00%
5	現年課税分	32,383	32,383	100.00%

【Ⅱ 各税の実績】

2 軽自動車税(種別割・環境性能割)

(2) 調定額・収納額(種別割・現年度分)の23区比較



調定額と収納額の推移(種別割・現年度分)

(単位:千円, %)

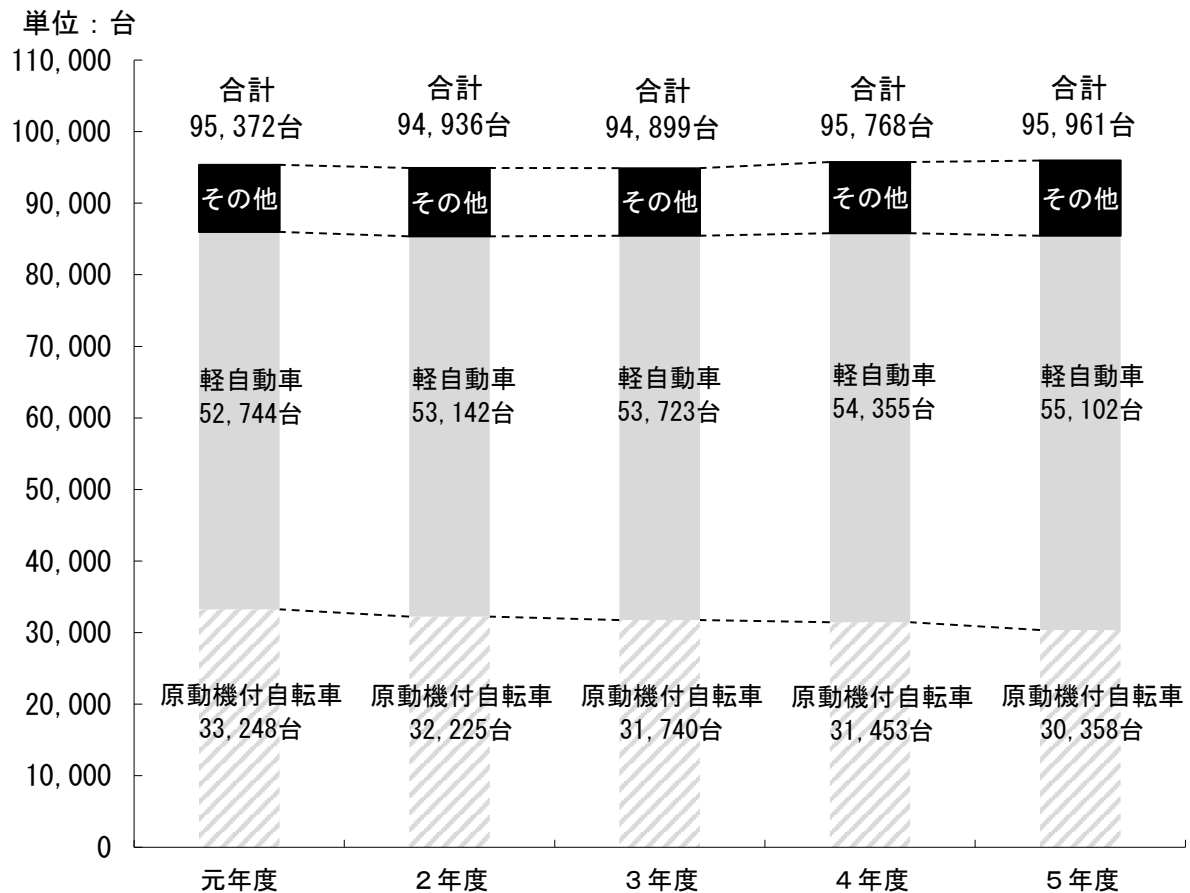
区名	3年度			4年度			5年度		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
足立	525,907	506,343	96.28	544,412	524,818	96.40	558,728	540,555	96.75
江戸川	411,135	410,202	99.77	424,458	423,230	99.71	433,692	432,529	99.73
練馬	383,045	375,296	97.98	395,437	388,352	98.21	404,935	397,772	98.23
大田	335,005	330,708	98.72	343,913	339,830	98.81	351,203	347,104	98.83
世田谷	336,819	326,777	97.02	345,023	334,376	96.91	351,464	340,943	97.01
葛飾	276,110	268,239	97.15	286,513	278,308	97.14	292,919	283,642	96.83
板橋	271,508	266,231	98.06	279,730	274,379	98.09	282,184	277,450	98.32
江東	193,548	191,050	98.71	201,844	199,892	99.03	206,577	204,246	98.87
杉並	192,383	187,321	97.37	198,249	193,205	97.46	201,916	197,088	97.61
北	135,034	132,543	98.16	141,078	138,851	98.42	142,272	140,192	98.54
品川	133,385	131,406	98.52	137,102	135,319	98.70	138,511	137,659	99.38
墨田	115,235	114,127	99.04	119,223	117,927	98.91	120,975	119,731	98.97
中野	114,866	112,263	97.73	119,267	116,665	97.82	121,466	119,214	98.15
新宿	108,484	105,540	97.29	111,028	108,050	97.32	111,933	108,729	97.14
豊島	88,321	86,222	97.62	92,097	89,807	97.51	94,190	92,071	97.75
目黒	84,299	82,076	97.36	86,421	84,545	97.83	87,390	85,500	97.84
渋谷	75,225	73,429	97.61	82,862	80,928	97.67	85,389	83,536	97.83
荒川	80,176	78,964	98.49	82,167	81,127	98.73	84,618	83,389	98.55
港	77,658	75,060	96.65	81,531	78,887	96.76	84,584	82,917	98.03
台東	75,365	73,597	97.65	77,345	75,932	98.17	78,790	77,305	98.12
文京	57,613	57,347	99.54	58,685	58,516	99.71	58,743	58,599	99.75
中央	56,030	54,789	97.79	54,220	53,151	98.03	54,232	53,042	97.81
千代田	33,079	32,445	98.08	32,753	32,358	98.79	32,934	32,554	98.85
計	4,160,230	4,071,975	97.88	4,295,358	4,208,453	97.98	4,379,645	4,295,767	98.08

(注) 調定額と収納額は、現年度分のみである。

(注) 区名は令和5年度の収納額が高い順。

(3) 種類別決算台数の推移

軽自動車税(種別割)車種別決算課税台数の推移



台数と調定額の推移(現年度分)

(単位：台、千円)

車種種別※		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
原動機付自転車	台数	33,248	32,225	31,740	31,453	30,358
	調定額	72,062	70,101	69,244	68,858	66,807
軽自動車	台数	52,744	53,142	53,723	54,355	55,102
	調定額	373,715	386,270	400,332	416,081	429,199
二輪の小型自動車	台数	7,844	8,053	7,948	8,493	9,065
	調定額	47,064	48,318	47,688	50,958	54,390
小型特殊自動車	台数	1,536	1,516	1,488	1,467	1,436
	調定額	8,912	8,794	8,643	8,515	8,332
合計	台数	95,372	94,936	94,899	95,768	95,961
	調定額	501,753	513,483	525,907	544,412	558,728

※ 車種種別について

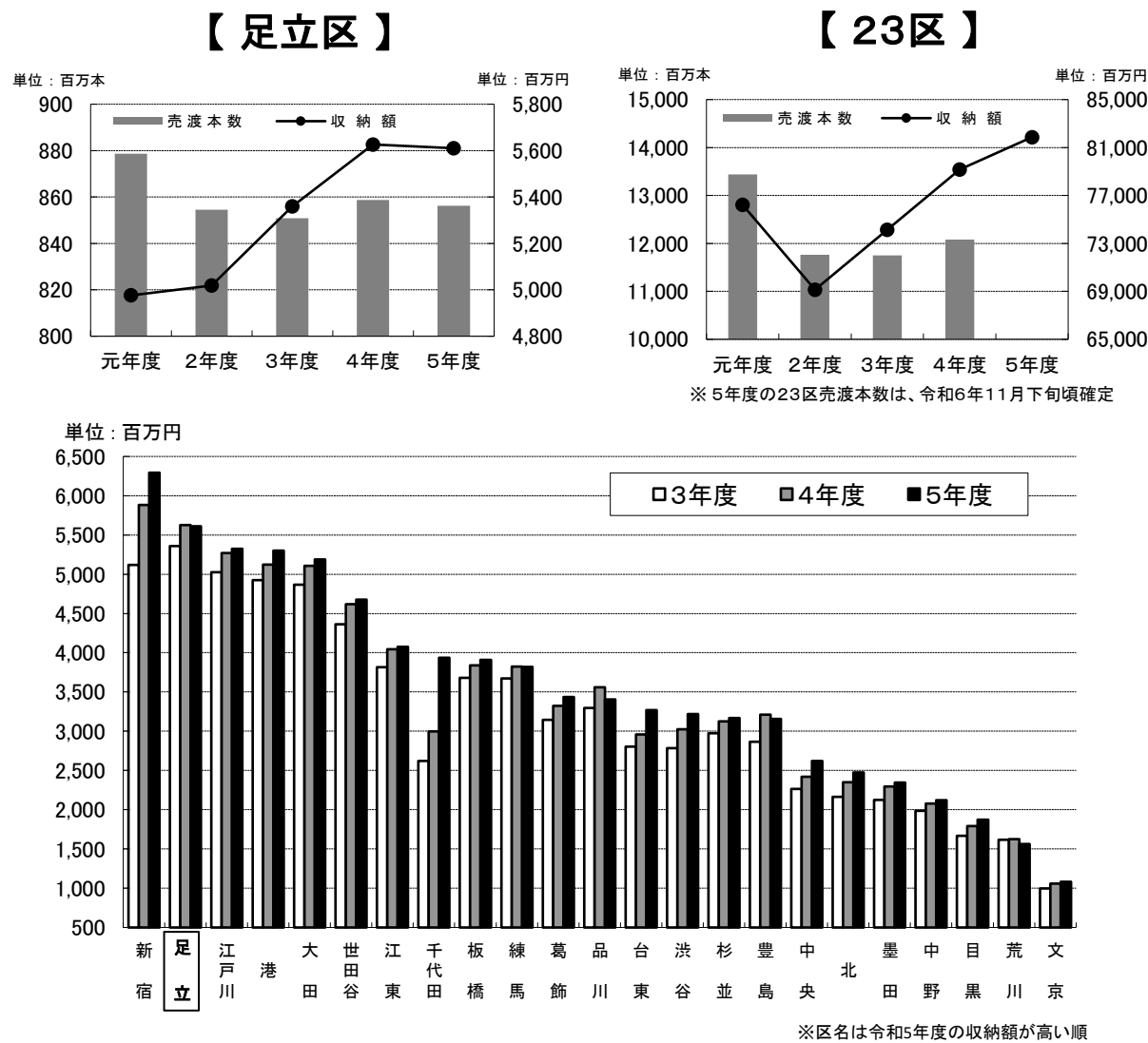
原動機付自転車：原動機付自転車50cc以下等、軽自動車：軽四輪(660cc)乗用自家用等、

二輪の小型自動車：250cc超二輪、小型特殊自動車：特殊作業用等に分類されている。

詳細は、資料編p.25 「3 特別区税の税率・税額 (2) 軽自動車税(種別割)」を参照

3 特別区たばこ税・入湯税

(1) 特別区たばこ税収納額の23区比較（現年度分）



(2) 特別区たばこ税の売渡本数・収納額の推移（現年度分）

区 分	足 立 区				2 3 区			
	売 渡 本 数		収 納 額		売 渡 本 数		収 納 額	
	(千本)	前年度比	(千円)	前年度比	(千本)	前年度比	(千円)	前年度比
元年度	878,685	94.98%	4,975,949	99.77%	13,436,560	94.67%	76,219,332	99.29%
2年度	854,574	97.26%	5,018,040	100.85%	11,760,524	87.53%	69,140,727	90.71%
3年度	850,816	99.56%	5,358,987	106.79%	11,751,135	99.92%	74,136,685	107.23%
4年度	858,731	100.93%	5,626,406	104.99%	12,081,345	102.81%	79,157,655	106.77%
5年度	856,191	99.70%	5,609,765	99.70%			81,866,209	103.42%

(注1) 5年度の23区売渡本数は、令和6年11月下旬頃確定。

(注2) 収納額は手持品課税分を含み、過年度分は含まない。

(3) 入湯税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備や観光に要する費用にあてるための目的税である。

足立区では、令和2年度に初めて入湯税の申告があり、2,851千円の収納があった。

現在は、区内に課税対象となる温泉施設(入湯料金が1,200円超)がないため、令和5年度の課税実績はない。

Ⅲ 収納率向上・適正課税に向けた取組み

1 徴収強化の取組み

納税課では税負担の公平性・公正性を保ち、自主財源を確保するため、様々な収納率・収納額の向上対策を進めている。

令和5年度は「第三次足立区滞納対策アクションプラン」に基づき、課題である現年分収納率のさらなる向上を目指し、現年分滞納への早期着手や納期内納付の定着対策に引き続き重点的に取り組んだ。

下記（１）から（７）の施策の実施により、令和5年度の現年分・滞納繰越分を合わせた区民税の状況は、収納率が前年度から0.05P上昇し、収納額も約13億円の増収となった。

（１）財産調査・差押えの強化

滞納者の財産調査を早期から行い、収納率向上に直結する、換価性の高い預貯金等の債権を中心に差押えを実施した。令和4年12月から導入した預貯金等の電子照会により、事務の負担軽減と早期の回答受領が図られ、差押え件数が令和4年度よりも増加した。年々、電子照会の対応可能機関が増加しており、今後も電子照会を最大限に活用していくことで滞納整理の早期着手に努めていく。

【令和5年度実績】 ※カッコ内は前年度比 ※金額はいずれも都民税相当分を含む。

- ・財産調査実施件数 約15万3千件（1万1千件増）
- うちオンラインによる照会件数 約4万2千件（1万9千件増）
- ・差押件数 2,801件（432件増） 差押時滞納額 約6億6千万円（6千万円増）
- ・差押後納付額 約2億7千万円（3千万円減）

（２）納付案内センターの活用

業務委託による納付案内センターを活用し、主に初期の滞納者を対象として、電話、文書差置き、SMS（ショート・メッセージ・サービス）による納付勧奨を行った。

令和5年度勧奨後納付額 約1億9千万円（前年度比 1億1千万円減）

※区・都民税、軽自動車税実施分

（３）区外転出した滞納者に対する調査

区外（特に遠隔地）に転出した滞納者について、業務委託による現況等の調査を実施し、納付勧奨や適正な滞納処分等を実施した。

- ・区外転出滞納者数 約4,000人（令和5年度当初時点の普通徴収分）
- ・令和5年度調査実績 200件 収納額 約276万円（前年度比 46万円減）

（４）休日相談の実施

毎月、第4日曜日の休日開庁日に、平日の日中に連絡が取りづらい滞納者に対し納税相談を実施している。休日開庁日への相談来所を滞納者へ積極的に呼びかけた。

令和5年度休日相談来庁者 475人（前年度比 29人増）

(5) 口座振替の利用促進やスマートフォン決済アプリによる納付方法の拡大

口座振替の利用促進のため、新規口座振替申込者を対象としたプレゼント付キャンペーンを令和5年度は当選枠を拡大し実施した。その他、区内バス路線における加入促進に関する車内放送などを実施した。

また、スマートフォン決済アプリを使用した納付（区・都民税普通徴収、軽自動車税（種別割））の手段として『PayPay』に加え、令和5年4月より新たに『d払い』、『au PAY』、『LINE Pay』、『J-Coin Pay』を追加し、利便性の向上を図った。

令和5年度口座振替加入者数 52,349人（前年度比 828人増）

(6) 滞納整理ノウハウ蓄積のための職員研修の実施等

複線型人事制度における徴収分野の専門職員に認定された職員や、国税・都税OBである専門員が講師となり、滞納整理に関する講義や事案検討会を実施した。また、徴収技法についての指導助言も併せて行っており、職員の滞納整理ノウハウの蓄積を進めた。

(7) 夜間電話催告の実施

仕事等の理由により平日の日中に納税相談ができない人への対策として令和5年10月と令和6年2月に夜間電話催告を実施した。

令和5年10月実績 架電件数 554件 接触率 26.1%

令和6年 2月実績 架電件数 504件 接触率 29.0%

2 令和5年度特別区民税・軽自動車税（種別割）の徴収実績

令和5年度（令和5年6月から令和6年5月まで）の収納率実績は以下のとおりである。

区分 種別		R4 ①	R5 ②	対前年度増減 (②-①)
特別区民税収納率	現年課税分	98.28%	98.47%	+0.19ポイント
	滞納繰越分	43.21%	40.97%	-2.24ポイント
	計	96.90%	96.95%	+0.05ポイント
軽自動車税（種別割） 収納率	現年課税分	96.40%	96.75%	+0.35ポイント
	滞納繰越分	20.00%	22.07%	+2.07ポイント
	計	90.11%	91.18%	+1.07ポイント

(1) 令和5年度特別区民税・軽自動車税(種別割)滞納整理実績表

【特別区民税】

令和6年5月末現在 (単位:千円, %)

			現 年 分				滞納繰越分	合 計
			普通徴収	特別徴収	過年度	小 計		
調 定 額 A			12,455,496	36,135,704	244,086	48,835,286	1,329,444	50,164,730
収 納 額 B			11,858,116	36,046,801	183,334	48,088,251	544,644	48,632,895
収 納 率 B/A			95.20%	99.75%	75.11%	98.47%	40.97%	96.95%
還 付 未 済 額 C			5,921	12,061	22	18,004	880	18,884
滞 納 整 理 状 況	不 納 欠 損 額	即時欠損	8,714	16	508	9,238	179,224	188,462
		執行停止期間満了(3年)	—	—	—	—	19,640	19,640
		執行停止中の時効(5年)	—	—	—	—	8,219	8,219
		時効(5年)	—	—	—	—	6,106	6,106
	小計 D		8,714	16	508	9,238	213,189	222,427
	執行停止額	5年度停止分	5,343	0	530	5,873	48,225	54,098
		4年度以前からの停止分	—	—	—	—	223,878	223,878
	分納・証券・徴収猶予・換価猶予		111,682	4,586	21,785	138,053	127,429	265,482
	差押え・参加差押え等		20,111	3,665	1,308	25,084	133,094	158,178
	小計 E		137,136	8,251	23,623	169,010	532,626	701,636
	計 F			145,850	8,267	24,131	178,248	745,815
未 収 納 額 G A-B+C-D			594,587	100,948	60,266	755,801	572,491	1,328,292
滞 納 未 整 理 額 G-C-E			451,530	80,636	36,621	568,787	38,985	607,772
調定額に対する収納及び滞納整理実施割合 (B+F)/A			96.37%	99.78%	85.00%	98.84%	97.07%	98.79%

(注) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。

(注) 収納率の推移については、3ページを参照。

【Ⅲ 収納率向上・適正課税に向けた取組み】

2 令和5年度特別区民税・軽自動車税(種別割)の徴収実績

【軽自動車税(種別割)】

令和6年5月末現在 (単位:千円, %)

			現 年 分			滞納繰越分	合 計	
			現年度	過年度	小 計			
調 定 額 A			558,728	0	558,728	44,984	603,712	
収 納 額 B			540,555	0	540,555	9,930	550,485	
収 納 率 B/A			96.75%	0	96.75%	22.07%	91.18%	
還 付 未 済 額 C			296	0	296	30	326	
滞 納 整 理 状 況	不 納 欠 損 額	即時欠損	385	0	385	3,454	3,839	
		執行停止期間満了(3年)	—	—	—	390	390	
		執行停止中の時効(5年)	—	—	—	986	986	
		時効(5年)	—	—	—	1,622	1,622	
	小計 D		385	0	385	6,452	6,837	
	執行停止額	5年度停止分	173	0	173	445	618	
		4年度以前からの停止分	—	—	—	2,773	2,773	
	分納・証券・徴収猶予・換価猶予		304	0	304	603	907	
	差押え・参加差押え等		302	0	302	1,020	1,322	
	小計 E		779	0	779	4,841	5,620	
	計 F			1,164	0	1,164	11,293	12,457
	未 収 納 額 G A-B+C-D			18,084	0	18,084	28,632	46,716
滞 納 未 整 理 額 G-C-E			17,009	0	17,009	23,761	40,770	
調定額に対する収納及び滞納整理実施割合 (B+F)/A			96.96%	0	96.96%	47.18%	93.25%	

(注) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。

(注) 収納率の推移については、10ページを参照。

(2) 差押え・公売の状況

【差押え】

(単位:千円, 件)

	債 権		不動産等		合 計	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数
元年度	644,482	2,484	29,979	53	674,462	2,537
2年度	278,462	886	9,661	10	288,123	896
3年度	481,449	2,272	46,480	35	527,928	2,307
4年度	552,413	2,341	49,788	28	602,200	2,369
5年度	634,293	2,777	25,606	24	659,899	2,801

(各年度5月末現在)

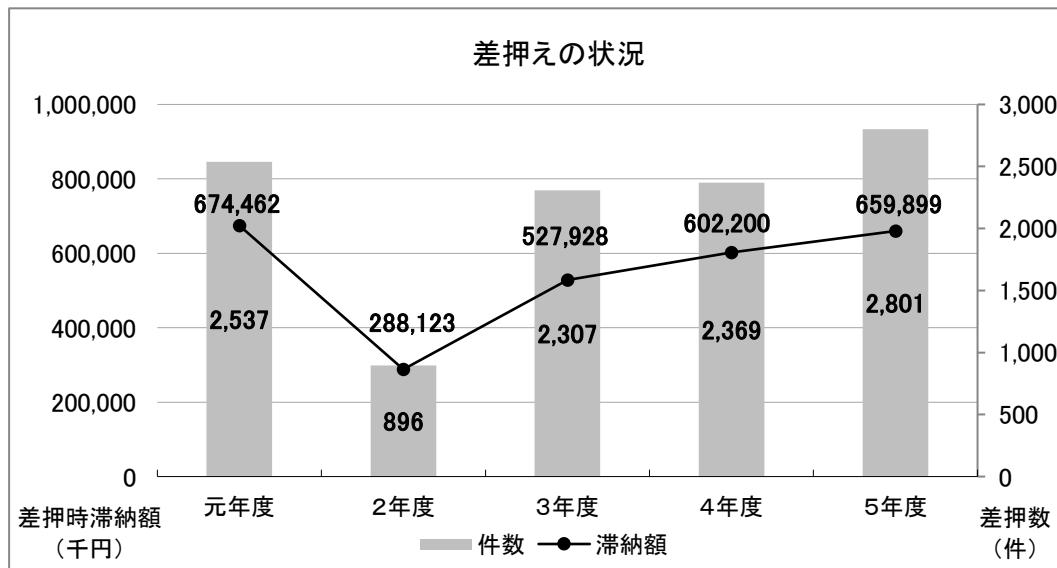
差押えは地方税法第331条、国税徴収法等に基づいて行う租税債権確保のための処分である。
また、公売は国税徴収法第94条等に基づいて差押財産を売却して換価し、税に充当するための処分である。平成30年度以降、換価に適した案件がないため実施していない。

(注1) 本表の金額は差押時の滞納額で、都民税相当分を含む。

(注2) 本表の件数とは、滞納者に対して差押えをした回数である。

(注3) 本表には、差押え、参加差押え(すでに差し押さえられているものに対する後からの差押えで、動産及び有価証券、不動産、自動車、船舶等、電話加入権)、二重差押え(債権等)が含まれている。

(注4) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。



(3) 納付案内センターの稼働状況(区・都民税、軽自動車税実施分)

ア 電話勧奨

(単位:日, 件, %, 千円)

	実施日数	勧奨件数 A	接触数 B	接触率 B/A	納付件数	納付額
元年度	146日	66,905	12,314	18.4%	5,701	203,904
2年度	109日	32,324	7,845	24.3%	3,921	125,236
3年度	174日	45,555	10,122	22.2%	4,730	210,636
4年度	148日	47,571	9,545	20.1%	5,124	260,752
5年度	137日	38,014	7,671	20.2%	4,219	145,218

イ 文書差置き

(単位:日, 件, %, 千円)

	実施日数	勧奨件数 A	文書差置き数 B	差置き率 B/A	自主 納付件数	納付額
元年度	37日	1,666	759	45.6%	196	12,242
2年度	6日	435	95	21.8%	9	589
3年度	28日	777	258	33.2%	56	2,901
4年度	55日	2,256	717	31.8%	131	6,193
5年度	55日	1,704	642	37.7%	92	3,901

ウ SMS(ショート・メッセージ・サービス)

(単位:日, 件, %, 千円)

	実施日数	送信件数 A	反応数 B	反応率 B/A	納付件数	納付額
4年度	38日	1,737	183	10.5%	747	34,376
5年度	61日	2,812	327	11.6%	1,289	41,338

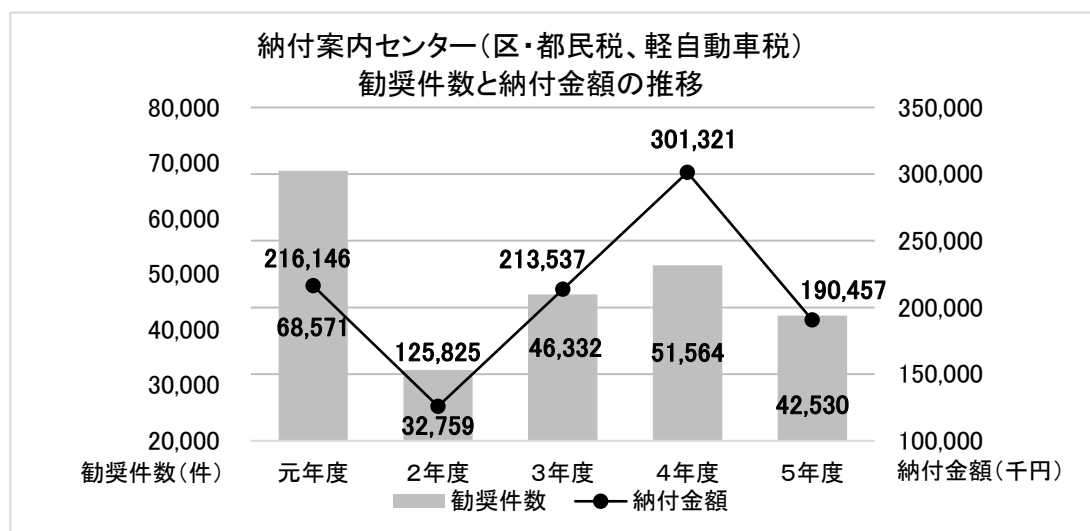
納付案内センターは、平成25年4月に開設。10債権の納付勧奨業務を委託している。

(注1) 4月1日から翌年3月31日までの実績である。

(注2) 実施日数は、特別区民税・都民税、軽自動車税のそれぞれの延べ日数である。

(注3) SMSによる勧奨は令和4年8月に開始した。

(注4) SMSの納付額には、送信後の反応はなかったがその後に納付が確認された金額も含んでいる。



(4) 徴収方法別収納状況

【特別区民税・都民税(普通徴収)】

(単位:件, %, 千円)

区分	件数	件数に対する 構成比	収納額	収納額に対する 構成比
納税課窓口	4,149	1.16%	224,600	1.07%
区民事務所窓口	3,990	1.12%	205,944	0.98%
金融機関等窓口	39,576	11.06%	5,173,944	24.63%
口座振替	67,689	18.92%	6,215,525	29.59%
コンビニエンスストア	188,042	52.55%	5,582,610	26.57%
ATM	9,297	2.60%	1,009,641	4.81%
インターネット・モバイルバンキング	14,074	3.93%	1,197,500	5.70%
クレジット	7,006	1.96%	395,712	1.88%
電子マネー	22,194	6.20%	796,477	3.79%
小 計	356,017	99.49%	20,801,953	99.02%
差押えによる取立金等	1,814	0.51%	206,427	0.98%
合 計	357,831	100.00%	21,008,380	100.00%

(注1) 件数及び収納額は、令和5年6月から令和6年5月までの数値である。

(注2) 収納額は、滞納繰越分、延滞金を含む特別区民税と都民税の合算額であり、納付後の還付及び充当分を調整していない。

(注3) インターネット・モバイルバンキングはモバイルレジ(スマートフォン等を活用した納付方法)を含む。

(注4) 電子マネーは「PayPay」「d払い」「au PAY」「LINE Pay」「J-Coin Pay」「楽天ペイ」による納付を集計している。

(注5) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。

【軽自動車税(種別割)】

(単位:件, %, 千円)

区分	件数	件数に対する 構成比	収納額	収納額に対する 構成比
納税課窓口	1,246	1.65%	6,643	1.53%
区民事務所窓口	1,257	1.66%	8,659	1.99%
金融機関等窓口	7,374	9.76%	121,693	27.97%
口座振替	—	—	—	—
コンビニエンスストア	57,584	76.23%	252,254	57.98%
ATM	1,330	1.76%	8,243	1.89%
インターネット・モバイルバンキング	3,312	4.38%	19,161	4.40%
クレジット	1,273	1.69%	7,897	1.82%
電子マネー	1,654	2.19%	8,600	1.98%
小 計	75,030	99.33%	433,150	99.56%
差押えによる取立金等	507	0.67%	1,904	0.44%
合 計	75,537	100.00%	435,054	100.00%

(注1) 件数及び収納額は、滞納繰越分、延滞金を含む令和5年5月から令和6年5月までの数値である。

(5月は、納付書発送日を基準として前年度分、当年度分で収納を分けている。表は当年度分のみの集計である。)

(注2) 軽自動車税(種別割)は、権利関係の異動が激しいこともあり、口座振替を行っていない。

(注3) インターネット・モバイルバンキングはモバイルレジ(スマートフォン等を活用した納付方法)を含む。

(注4) 電子マネーは「PayPay」「d払い」「au PAY」「LINE Pay」「J-Coin Pay」「楽天ペイ」による納付を集計している。

(注5) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。

(注6) 収納額は、納付後の還付及び充当分を調整していないため、17ページの軽自動車税(種別割)滞納整理実績表の額と合致しない。

【Ⅲ 収納率向上・適正課税に向けた取組み】

2 令和5年度特別区民税・軽自動車税(種別割)の徴収実績

(5) 口座振替による特別区民税(普通徴収)収納額等の推移

(単位:千円, 件, 人, %)

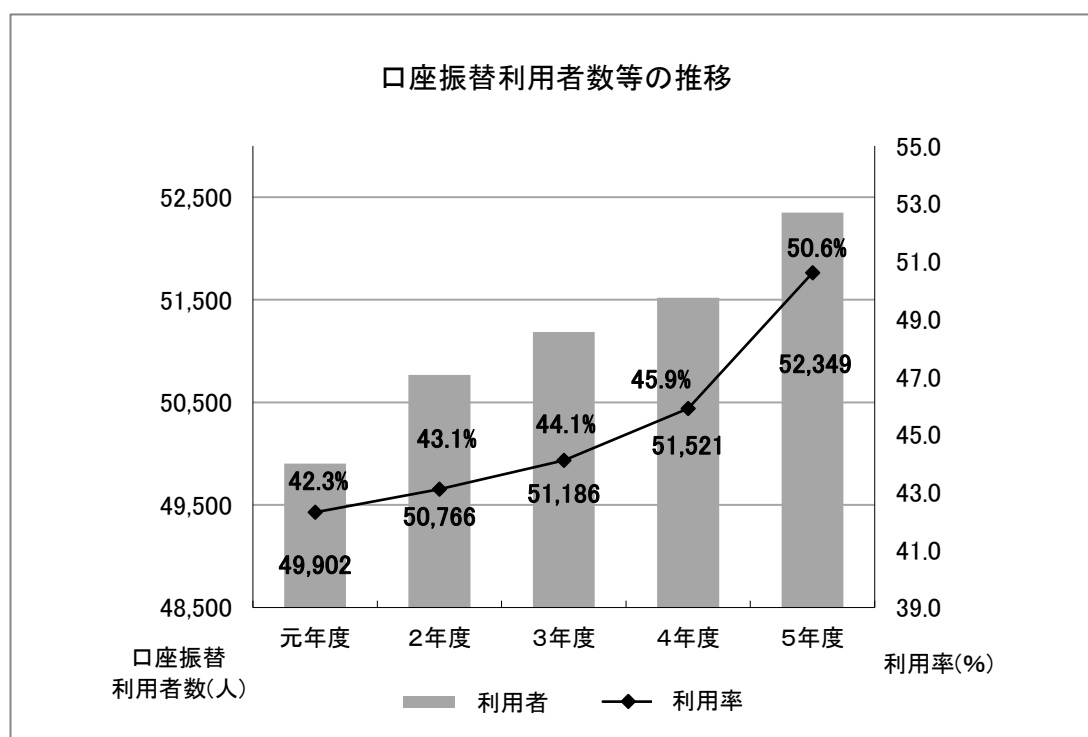
	総収納額	口座振替						利用率
		件数	収納額	収納額比	利用者	本年度増人数	本年度減人数	
元年度	11,388,696	76,405	3,719,954	32.7%	49,902	2,655	2,279	42.3
2年度	11,396,956	77,035	3,578,070	31.4%	50,766	3,170	2,306	43.1
3年度	11,286,424	75,643	3,576,554	31.7%	51,186	2,815	2,395	44.1
4年度	12,349,286	73,164	3,790,720	30.7%	51,521	2,461	2,126	45.9
5年度	11,858,115	67,689	3,744,083	31.6%	52,349	2,822	2,106	50.6

(各年度5月末現在)

口座振替による納付は特別区民税・都民税現年分(普通徴収)についてのみ行っている。

(注1) 収納額は特別区民税のみの金額である。

(注2) 利用率は当初課税対象者数に対する利用者数の割合である。



3 検税（未申告や扶養などの調査・更正等）の取組み及び結果

（１） 検税期間：令和５年８月１４日（月）～１２月８日（金）

検税対象件数	うち税決定数		検税による調定額 ※
19,130件	新規課税・更正	1,274件	87,887,470円
	非課税	2,672件	

※ 本来賦課すべき正しい税額として決定した額。新規課税及び更正の件数・内訳は(2)～(7)のとおりである。

（２） 扶養調査

所得超 (所得が48万円超)	二重扶養 (同じ人を二人で扶養申告)	離婚 (令和4年12月31日以前に離婚)
93件	136件	7件
更正事由		
未婚 (戸籍上婚姻関係が無い)	死亡 (令和3年12月31日以前に死亡)	申告誤り、その他 (被扶養者はいなかった等)
1件	5件	135件

更正を要した扶養種別				調定額
控配 (配偶者)	特定 (19歳～22歳)	老人 (70歳以上)	その他 (控配・特定・老人以外)	14,125,770円
48件	29件	28件	272件	

(注) 377件の税額更正により14,125,770円の増税となった。

(注) 控配は「配偶者控除」、特定は「特定扶養控除」、老人は「老人扶養控除」を指す。

（３） 法定調書（報酬・配当・給与）に係る調査及び更正

所得種類および件数			調定額
報酬	配当	給与	47,317,200円
241件	223件	71件	

（４） 事業所への給与支払報告書の調査

決定件数	調定額
278件	15,482,800円

(注) 前年実績をもとに事業所あてに調査を実施。

（５） 住所不明な確定申告書及び給与支払報告書の調査

決定件数	調定額
130件	1,805,300円

(注) 本人又は会社あてに住民登録地の調査を実施。

（６） 再裁定年金に係る調査及び更正

決定件数	調定額
342件	9,036,400円

(注) 日本年金機構からの支払報告をもとに調査を実施。

（７） 事業所課税不明申告書調査

決定件数	調定額
24件	120,000円

(注) 前年実績をもとに居住地へ申告状況等の調査を実施。

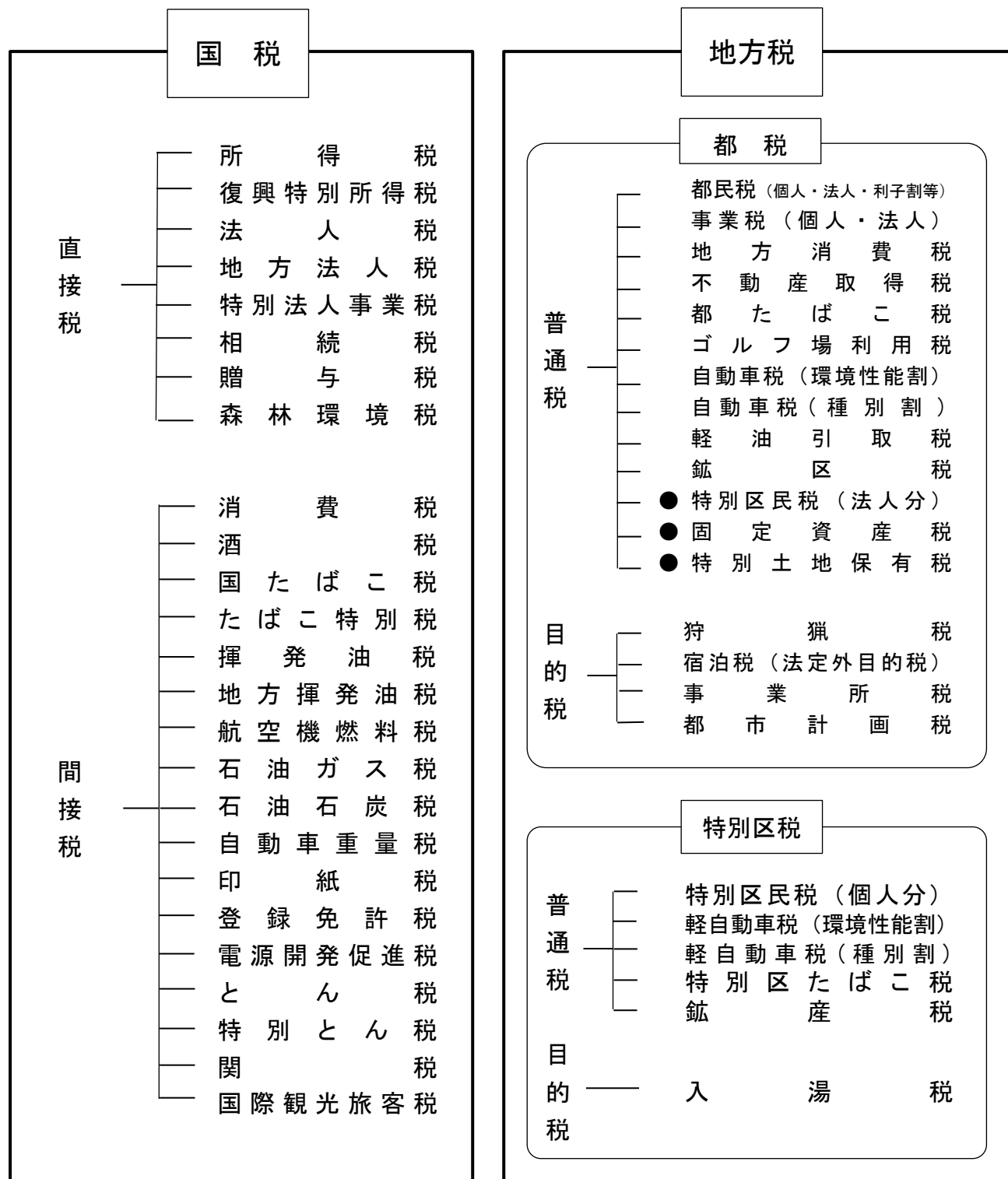
【Ⅳ 資料編】

1 税金の種類（国税・地方税別）

Ⅳ 資料編

1 税金の種類（国税・地方税別）

（令和6年4月1日現在）



※●印は23区内では都税として課税し、その内55.1%相当が特別区財政調整交付金として区の歳入となる。

※鉱産税・入湯税は令和6年4月1日現在、足立区での課税実績はない。

（注）・直接税…税金を納める義務のある人が、その税金を実質的に負担する人と同一人である税金

・間接税…税金を納める義務のある人が、その税金を実質的に負担する人と異なる税金

・普通税…一般的な財源に充てられる税金

・目的税…特定の用途のみに充てられる税金

2 特別区税の納付について(足立区に納める税)

	納税義務者	課税対象	課税標準	納付方法・納期限
特別区民税	- 区内に住所がある者 - 区内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で区内に住所のない者(均等割のみ)	左に同じ	前年中の所得金額	【普通徴収】 区役所から納税通知書を毎年6月初旬に送付し、年4回で納付する。 (納期限) 6月、8月、10月、翌年1月の末日 【給与からの特別徴収】 給与支払者(会社等)が給与所得者の給与から天引きし、とりまとめて納付する。 (納期限) 徴収月の翌月10日 【公的年金からの特別徴収】 公的年金支払者が、年金受給者の年金から天引きし、とりまとめて納付する。 (納期限) 徴収月の翌月10日
軽自動車税	(種別割) 原動機付自転車や軽自動車等を所有する者 (環境性能割) 三輪以上の軽自動車を取得した者	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車 三輪以上の軽自動車の取得	課税客体の台数 三輪以上の軽自動車の通常取得価額	4月1日現在の所有者に対して、毎年5月中旬に納税通知書を送付する。 (納期限) 5月末日 新規検査・移転登録の届出時に納付する。 ※当分の間は東京都が賦課徴収し、区へ払い込む。
特別区たばこ税	- 製造たばこの製造者 - 特定販売業者 - 卸売販売業者	区内で売り渡した製造たばこ	区内で売り渡した製造たばこの本数	卸売販売業者等が前月分を毎月末日までに申告納付する。 (納期限) 売渡月の翌月末日
入湯税	鉱泉浴場の入湯客	鉱泉浴場の入湯行為	入湯客数	鉱泉浴場の経営者が入湯客から徴収し、とりまとめて納付する。 (納期限) 入湯客数集計月の翌月末日

(注) 納期限として定める日が土・日・祝日の場合はその次の平日が納期限となる。

3 特別区税の税率・税額

(1) 特別区民税（個人住民税）

区 分	特別区民税	都民税
所 得 割 ※1	6 %	4 %
均 等 割 ※2	3, 5 0 0 円	1, 5 0 0 円

※1 土地建物等及び株式等の分離譲渡所得についてはこの表は適用しない。

※2 東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から令和5年度までの10年間に限り、特別区民税・都民税の均等割を500円ずつ増額する。

(2) 軽自動車税（種別割）

ア 原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車・軽二輪車・二輪の小型自動車

車 種 区 分		税 額
原動機付自転車	5 0 cc以下	2, 0 0 0 円
	5 0 cc超 9 0 cc以下	
	9 0 cc超 1 2 5 cc以下	2, 4 0 0 円
	ミニカー	3, 7 0 0 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2, 4 0 0 円
	そ の 他	5, 9 0 0 円
軽 二 輪 車	1 2 5 cc超 2 5 0 cc以下	3, 6 0 0 円
二輪の小型自動車	2 5 0 cc超	6, 0 0 0 円

(注) 上記の税額は平成28年度から適用

イ 三輪及び四輪以上

車 種 区 分				旧税率	重課税率	新税率			
				平成 27 年 3 月 31 日以前に初度検査を受けた車両	初度検査から 13 年を経過した車両 ※ 1	平成 27 年 4 月 1 日以後に初度検査を受けた車両			
							軽課税率(グリーン化特例)		
							初度検査が令和 8 年 3 月 31 日までの車両 ※ 2		
							①	②	③
軽自動車	三 輪			3, 100 円	4, 600 円	3, 900 円	1, 000 円	2, 000 円	3, 000 円
	四輪以上	乗用	自家用	7, 200 円	12, 900 円	10, 800 円	2, 700 円		
			営業用	5, 500 円	8, 200 円	6, 900 円	1, 800 円	3, 500 円	5, 200 円
		貨物用	自家用	4, 000 円	6, 000 円	5, 000 円	1, 300 円		
			営業用	3, 000 円	4, 500 円	3, 800 円	1, 000 円		

※ 1 平成 15 年 10 月 14 日前に初めて車両番号の指定を受けた軽自動車については、検査月が不明なため、当該軽自動車が「初度検査を受けた年の 12 月」を経過年数の起算点とする。

重課対象外の車両：電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッド・被けん引車

※ 2 軽課税対象車両（※軽課税額は初年度のみ適用）

①75%軽減	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車
②50%軽減	令和 12 年度燃費基準 90%達成（営業用乗用車のみ） →令和 7 年度取得分までを対象とし、それ以降は延長しない。
③25%軽減	令和 12 年度燃費基準 70%達成（営業用乗用車のみ） →令和 6 年度取得分までを対象とし、それ以降は延長しない。

※上記に加え、一定の排出ガス性能及び令和 2 年度燃費基準達成を要求。

（３）軽自動車税（環境性能割）

三輪以上の軽自動車（特殊自動車を除く）を取得した方に課税される。

軽自動車の通常の取得価額（課税標準額）×税率

車種	税率
自家用軽自動車	非課税・1%・2%
営業用軽自動車	非課税・0.5%・1%・2%

※新車・中古車は問わない。

※環境性能（燃費性能）によって税率が決まる。

※取得価額が 50 万円以下の場合には課税されない。

（４）特別区たばこ税

一般品の国産たばこ、外国たばこ

1,000 本につき 6,552 円（令和 3 年 10 月改正）

紙巻たばこ 1 箱の税負担等

	定価 580 円
国たばこ税：136.04円 (23.5%)	
地方たばこ税：152.44円 (26.3%) (都道府県たばこ税：21.4円、 市区町村たばこ税：131.04円)	
たばこ特別税：16.4円 (2.8%)	
消費税：52.73円 (9.1%)	

たばこの税負担額合計：357.61円 (61.7%)

（５）入湯税

1 人 1 日につき 150 円。

ただし、12 歳未満の子どもや共同浴場、一般の公衆浴場、および施設の利用額が 1,200 円以下の場合は課税されない。

4 令和5年度特別区税の賦課徴収に要する経費等

(単位:千円, %)

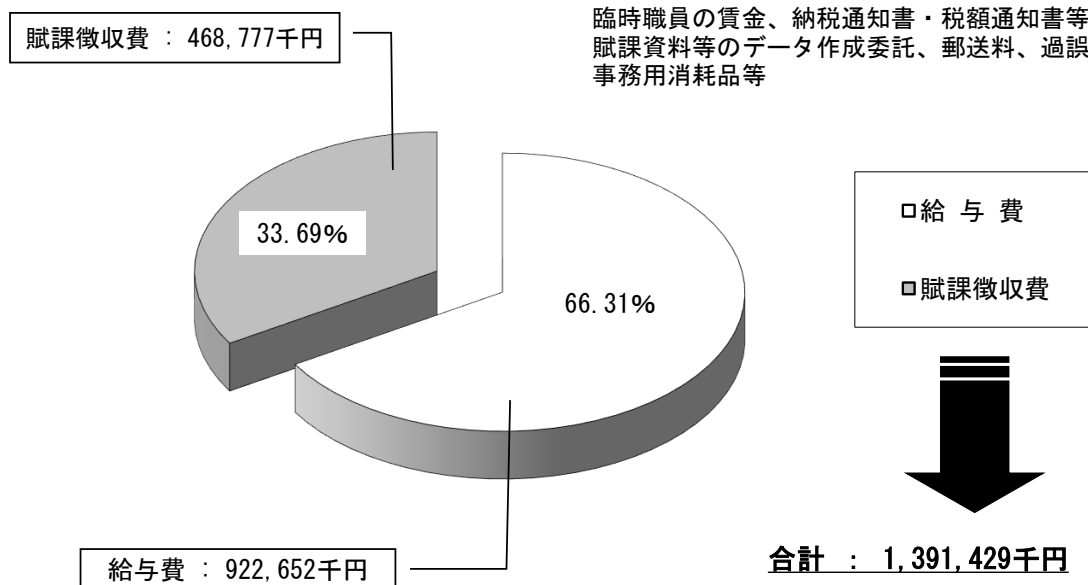
区 分	元年度	構成比	2年度	構成比	3年度	構成比	4年度	構成比	5年度	構成比
給 与 費	826,515	62.09%	838,914	64.32%	854,017	63.66%	857,474	63.40%	922,652	66.31%
賦課徴収費	504,561	37.91%	465,299	35.68%	487,586	36.34%	495,031	36.60%	468,777	33.69%
合 計	1,331,076	100.00%	1,304,213	100.00%	1,341,603	100.00%	1,352,505	100.00%	1,391,429	100.00%

<給与費>

課税・納税課職員分の給料、職員手当等、共済費

※会計年度任用職員の報酬は含まない

<賦課徴収費>

臨時職員の賃金、納税通知書・税額通知書等印刷作成、
賦課資料等のデータ作成委託、郵送料、過誤納金還付、
事務用消耗品等

◎ 特別区税決算額 (54,825,528千円) に占める徴税費の割合

$$\frac{1,391,429 \text{千円}}{54,825,528 \text{千円}} = 0.025 \Rightarrow \underline{2.5 \%}$$

特別区税1,000円につき25円の経費

(単位:千円, %)

	特別区税決算額	徴税費	決算額に占める 徴税費の割合
元年度	50,554,585	1,331,076	2.6%
2年度	51,515,303	1,304,213	2.5%
3年度	51,669,587	1,341,603	2.6%
4年度	53,545,141	1,352,505	2.5%
5年度	54,825,528	1,391,429	2.5%

5 税証明書発行状況

(1) 発行手数料別税証明書発行件数

(単位：件，％)

区 分	発 行 件 数		有 料			無 料		
		前年度比	課税証明	納税証明	軽自動車税	課税証明	納税証明	軽自動車税
元年度	157,127	93.82	135,479	15,060	50	555	6	5,977
2年度	137,264	87.36	116,199	14,721	61	470	5	5,808
3年度	141,495	103.08	116,361	15,148	43	3,679	263	6,001
4年度	144,029	101.79	114,758	17,443	67	5,757	424	5,580
5年度	139,092	96.57	115,397	18,637	57	2,067	91	2,843

(注1) 無料の課税証明書・納税証明書は、生活保護受給者または中国在留邦人等からの申請

(注2) 軽自動車税の証明書は、継続検査(車検)用が無料で、一般(その他)用は有料

(注3) 令和3年7月より、新型コロナウイルス対策緊急融資等の手続きに使用する税証明書の交付手数料を無料としている(コンビニ交付分を除く)。

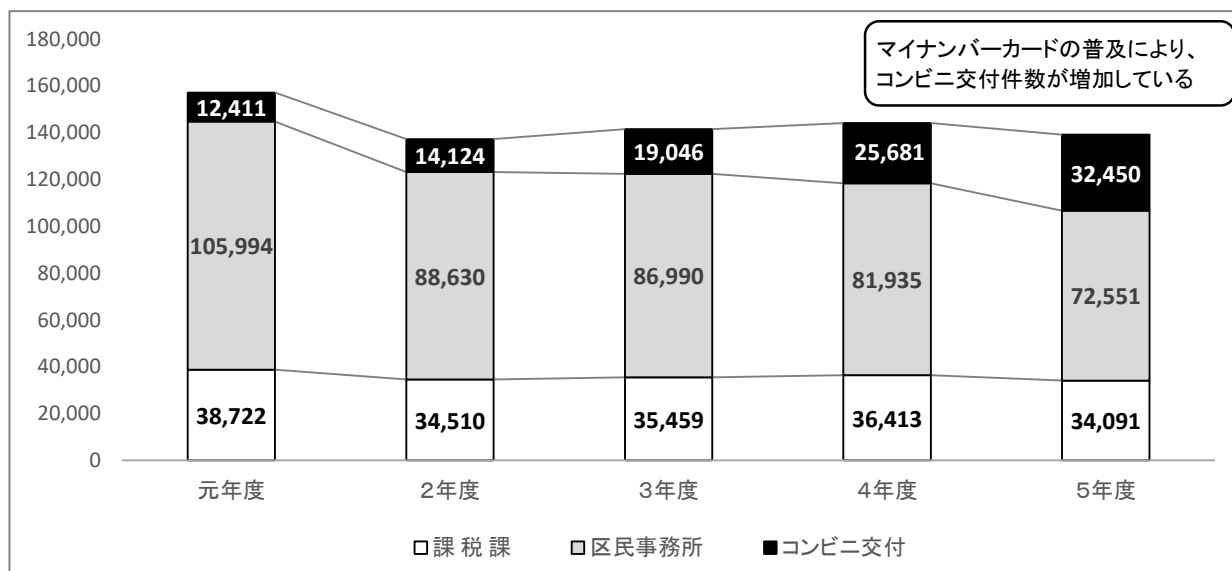
(2) 発行元別税証明書発行件数

(単位：件，％)

区 分	発 行 件 数		課 税 課		区民事務所		コンビニ交付	
		前年度比	件 数	前年度比	件 数	前年度比	件 数	前年度比
元年度	157,127	93.82	38,722	95.02	105,994	91.60	12,411	112.68
2年度	137,264	87.36	34,510	89.12	88,630	83.62	14,124	113.80
3年度	141,495	103.08	35,459	102.75	86,990	98.15	19,046	134.85
4年度	144,029	101.79	36,413	102.69	81,935	94.19	25,681	134.84
5年度	139,092	96.57	※1 34,091	93.62	72,551	88.55	※2 32,450	126.36

※1 オンライン申請による証明書発行(令和5年11月から開始)244件を含む。

※2 マルチコピー機による証明書発行(令和6年1月から開始)198件を含む。



6 特別区民税・都民税の納付書等送付用封筒の広告収入

<概 要>

特別区民税・都民税納付書等送付用封筒裏面のうち、説明事項等の記載箇所を除く空きスペースを広告欄として設定し、企業や団体（主に足立区内に本社や営業所を持つ）の広告掲載を募集した。

<目 的>

広告を媒体として、区民に経営・生活支援情報等を提供するとともに、区の経済活性化に寄与し、さらに収入の確保を目的とした。

<募集方法>

あだち広報令和5年10月10日号、及び足立区公式ホームページにより周知した。

<募集時期等>

募集期間：令和5年10月10日から10月31日まで

募集媒体：あだち広報 令和5年10月10日号

令和5年度に募集した広告枠及び掲載実績

掲載規格及び掲載料					実 績	
NO	種別	広告掲載箇所（裏面）	規格（縦×横）	最低金額	件数	掲載金額
1	普通 徴収	納付書用封筒 1/2 面左	6 × 9	230,000 円	1	230,000 円
2		納付書用封筒 1/2 面右	6 × 9	230,000 円	0	0 円
3	特別 徴収	税額通知等送付用封筒 1/2 面上	9.5× 16	150,000 円	1	150,000 円
4		税額通知等送付用封筒 1/2 面下	9.5× 16	150,000 円	0	0 円
5	軽自動 車 税	納付書用封筒 1/2 面左	7 × 8	100,000 円	1	321,333 円
6		納付書用封筒 1/2 面右	7 × 8	100,000 円	1	126,000 円
合 計					4/6 件	827,333 円

7 令和5年度「あだち広報」掲載実績

(1) 課税課

掲載号	記 事 名	内 容	対 象	担当係
4月25日	個人住民税の特別徴収にご協力を！	特別徴収義務者への特別徴収の協力依頼	事業所	課税第一～三係
5月10日	5年度 課税証明書の発行開始日（枠外記事）	令和5年度課税証明書の発行開始日の案内	全区民	課税第一～三係
5月10日	軽自動車税（種別割）の減免・申請手続きは5月30日（火）まで	軽自動車税の減免申請手続きについて	全区民	軽自動車税係
6月10日	5年度の納税通知書と納付書をお送りしました	普通徴収の特別区民税・都民税納税通知書発送の案内 ※「公的年金を受給する65歳以上の方は、年金収入に対する住民税額が年金から天引きされます（特別徴収制度）」はこちらに関連して掲載	全区民	課税第一～三係
6月10日	公的年金を受給する65歳以上の方は、年金収入に対する住民税額が年金から天引きされます（特別徴収制度）	公的年金からの特別徴収制度の説明	65歳以上の対象者	課税第一～三係
6月25日	税務署に送付する書類の郵送先が変わります	足立税務署・西新井税務署宛に申告書などを郵送する際の送付先変更の案内	全区民	課税第一～三係
9月25日	10月支給分の公的年金から住民税の特別徴収（天引き）を開始	10月支給分の年金から住民税の特別徴収が始まる方への説明	65歳以上の対象者	課税第一～三係
9月25日	課税事務（臨時職員）募集	課税課臨時職員の募集案内	全区民	課税第一係
10月10日	納税通知書等送付用封筒の広告募集	納付書や納税通知書等の送付用封筒裏面への広告掲載募集	事業所	庶務係
11月25日	電子データで提出できる「eLTAX（エルタックス）」をご利用ください！	eLTAX（地方税ポータルシステム）の利用および特別徴収税額通知書の電子正本化案内	事業所	課税第一～三係
12月25日	税理士による令和5年分の無料申告相談は、事前申し込みが必要です	税理士による令和5年分の無料申告相談の事前申し込み案内	全区民	課税第一係
1月25日	税の申告が始まります。申告はスマホや郵送で！	住民税・所得税申告のお知らせ及び申告期間や方法、出張受付の日程などの案内	全区民	課税第一～三係

3月10日	廃車手続きをしないとバイクや軽自動車の税金がかかります	軽自動車廃車勧奨について	全区民	軽自動車税係
-------	-----------------------------	--------------	-----	--------

(2) 納税課

掲載号	記 事 名	内 容	対 象	担当係
6月10日	納税通知書と納付書をお送りしました	Pay-easyでの納付、口座振替新規加入キャンペーン、公的年金受給者等の特別徴収制度の案内、徴収の取組に関する紹介	納税者	納税計画係
8月25日	特別区民税・都民税の第2期納期限は8月31日	第2期納期限の周知	納税者	納税計画係
10月25日	特別区民税・都民税の第3期納期限は10月31日 (枠外記事)	第3期納期限の周知	納税者	納税計画係
11月10日	中学生の「税についての作文」入選作品の展示	区内中学生が書いた「税についての作文」展示の周知	全区民	納税計画係
1月25日	納め忘れはありませんか？ 特別区民税・都民税（住民税）	第4期納期限の周知、納税相談のお知らせ、滞納の取扱い、口座振替の勧奨	納税者	納税計画係
3月25日	税・保険料はスマホを使って簡単に納付 新たに決済アプリを1つ追加	Pay-easyでの納付の案内、新たなスマホ決済アプリ（1種類）での納付開始のお知らせ	納税者	納税計画係

8 令和5年度施行の税制の改正点

- (1) セルフメディケーション税制の延長・拡充（改正前：平成30年度～令和4年度の5年間）
特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）において、本特例の対象となる医薬品の範囲について、次の見直しを行った上で適用期限を5年延長する。
- ア 所要の経過措置（5年未満の必要範囲内）を講じた上、対象となるスイッチOTC医薬品から、療養の給付に要する費用の適正化の効果が低いと認められるものを除外する。
- イ スイッチOTC医薬品と同種の効能又は効果を有する要指導医薬品又は一般用医薬品（スイッチOTC医薬品を除く）で、療養の給付に要する費用の適正化の効果が著しく高いと認められるもの（3薬効程度）を対象に加える。
- (2) 未成年者非課税の要件改正
個人住民税の非課税措置について、民法の一部を改正する法律に基づき、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、未成年者非課税を18歳未満とする。
（注）令和4年4月1日から成年年齢の改正施行（民法）
- (3) 個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備
- ア 確定申告書における個人住民税に係る附記事項に、退職手当等を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名等を追加する。
（注）上記の改正は、令和4年分以後の確定申告書を令和5年1月1日以後に提出する場合について適用する。
- イ 給与所得者の扶養親族申告書及び給与支払報告書並びに公的年金等受給者の扶養親族申告書及び公的年金等支払報告書について、退職手当等を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名等を記載し、申告することとする等の措置を講ずる。
（注）上記の改正は、令和5年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等について適用する。
- (4) 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について、次の措置を講ずる。
- ア 令和4年分以後の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者（住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した者に限る。）のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。）を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額（最高9.75万円）の控除限度額の範囲内で減額する。また、この措置による令和5年度以降の個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。
- イ その他所要の措置を講ずる。

9 課税課・納税課の組織と事務分掌（令和6年4月1日現在）

課 税 課

課税課職員数 90人（常勤67人、非常勤23人）

区民部長

課税課長

庶務係 9人（常勤8人、債権管理・滞納整理専門員1人）

- 1 区税（特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税、鉦産税、入湯税）の調査、統計及び税制に関すること。
- 2 特別区たばこ税、鉦産税及び入湯税の賦課徴収に関すること。
- 3 部の調整管理に関すること。
 - （1）部内の調整管理
 - （2）部内事業に係る他の部局との調整
- 4 部内他の課及び係に属しないこと。

業務改善推進担当係長（庶務係長兼務）

- 1 課税業務の改善に関すること。

課税計画係 6人（常勤5人、課税事務補佐員1人）

- 1 特別区民税及び個人都民税業務の全体調整に関すること。
- 2 特別区民税及び個人都民税の調査及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 3 特別区民税及び個人都民税の賦課に関すること。
- 4 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の証明に関すること。
- 5 特別区民税及び個人都民税の税制改正に関すること。
- 6 税務システムの開発、運用及び維持管理に関すること。
- 7 税務システムの標準システム移行に関すること。

課税第一係 20人（常勤18人、課税事務補佐員2人）

- 1 特別区民税及び個人都民税の調査及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 2 特別区民税及び個人都民税の賦課に関すること。
- 3 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の証明に関すること。
- 4 特別区民税及び個人都民税の証明事務の統括に関すること。
- 5 特別区民税及び個人都民税の個人情報保護の統括に関すること。

【Ⅳ 資料編】

9 課税課・納税課の組織と事務分掌

- 6 税務システムの開発、運用及び維持管理に関すること。
- 7 税務システムの標準システム移行に関すること。

課税第二係 24人（常勤12人、課税事務補佐員6人、事務補助職員6人）

- 1 特別区民税及び個人都民税の調査及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 2 特別区民税及び個人都民税の賦課に関すること。
- 3 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の証明に関すること。
- 4 特別区民税及び個人都民税の給与所得に係る特別徴収の統括に関すること。
- 5 税務システムの開発、運用及び維持管理に関すること。
- 6 税務システムの標準システム移行に関すること。

課税第三係 16人（常勤16人）

- 1 特別区民税及び個人都民税の調査及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 2 特別区民税及び個人都民税の賦課に関すること。
- 3 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の証明に関すること。
- 4 税務システムの保守及び連絡調整に関すること。
- 5 税務システムの開発、運用及び維持管理に関すること。
- 6 税務システムの標準システム移行に関すること。

システム標準化担当係長 3人（常勤3人）

- 1 税務システムの標準システム移行の統括に関すること。

軽自動車税係 10人（常勤3人、課税事務補佐員6人、事務補助職員1人）

- 1 軽自動車税の賦課に関すること。
- 2 自動車臨時運行許可に関すること。
- 3 税務システムの開発、運用及び維持管理に関すること。
- 4 税務システムの標準システム移行に関すること。

納 税 課

納税課職員数 89人（常勤51人、非常勤38人）

納税課長

納税計画係 16人（常勤5人、徴収事務補佐員6人、事務補助職員5人）

- 1 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の徴収事務の計画、進行管理及び徴収実績の統計に関すること。
- 2 納税貯蓄組合及び納税奨励に関すること。
- 3 収納払込に関すること。
- 4 研修計画の策定及び実施に関すること。
- 5 課内他の係に属しないこと。

納税システム担当係長 3人（常勤3人）

- 1 納税・収納システム総合調整に関すること。
- 2 納税・収納システム開発に関すること。
- 3 納税・収納システムの標準システム移行に関すること。

滞納整理第一係 15人（常勤10人、滞納整理専門員3人、特別整理専門員2人）

- 1 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の滞納者（高額滞納者を除く。）に対する徴収、納税相談、滞納処分及び不納欠損に関すること。
- 2 特別区民税等滞納整理専門員に関すること。
- 3 特別区民税等特別整理専門員に関すること。

滞納整理第二係 19人（常勤12人、再任用短時間1人、滞納整理専門員4人、

特別整理専門員1人、事務補助職員1人）

- 1 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の滞納者（高額滞納者を除く。）に対する徴収、納税相談、滞納処分及び不納欠損に関すること。
- 2 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の徴収嘱託及び受託に関すること。
- 3 区外転出者（高額滞納者を除く。）の特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の徴収、滞納処分及び不納欠損に関すること。
- 4 特別区民税等滞納整理専門員に関すること。
- 5 特別区民税等特別整理専門員に関すること。

特別整理第一係 10人（常勤7人、滞納整理専門員1人、特別整理専門員2人）

- 1 特別区民税、個人都民税の高額滞納者（軽自動車税の滞納がある場合にはその軽自動車税を含む。）に対する徴収、滞納処分、交付要求及び不納欠損に関すること。
- 2 特別区民税等滞納整理専門員に関すること。
- 3 特別区民税等特別整理専門員に関すること。

特別整理第二係 11人（常勤5人、滞納整理専門員1人、特別整理専門員5人）

- 1 特別徴収義務者の特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の徴収、滞納処分及び不納欠損に関すること。
- 2 区外転出者の特別区民税、個人都民税の高額滞納者（軽自動車税の滞納がある場合にはその軽自動車税を含む。）に対する徴収、滞納処分及び不納欠損に関すること。
- 3 搜索、タイヤロック等が必要な処遇困難事例に対する滞納整理の推進に関すること。
- 4 公売業務（インターネット公売を含む。）・不動産概算見積価格算定等、公売に関すること。
- 5 特別区民税等滞納整理専門員に関すること。
- 6 特別区民税等特別整理専門員に関すること。

収納管理係 14人（常勤8人、再任用短時間1人、事務補助職員5人）

- 1 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の収納状況の記録、還付、充当及び督促に関すること。
- 2 特別区民税（普通徴収）の口座振替に関すること。

10 足立区内税務機関

名 称	所 在 地	電話番号（代表）
区 民 部 課 税 課 ・ 納 税 課	中央本町 1－17－1	3 8 8 0－5 1 1 1
足 立 税 務 署	千住旭町 4－2 1	3 8 7 0－8 9 1 1
西 新 井 税 務 署	栗原 3－1 0－1 6	3 8 4 0－1 1 1 1
足 立 都 税 事 務 所	西新井栄町 2－8－1 5	5 8 8 8－6 2 1 1

巻末資料

第三次足立区滞納対策アクションプラン

(特別区民税収納率向上3年計画)

令和4年6月～令和7年5月

区民部納税課

令和 4 年 2 月

第三次足立区滞納対策アクションプラン
(特別区民税収納率向上 3 年計画)

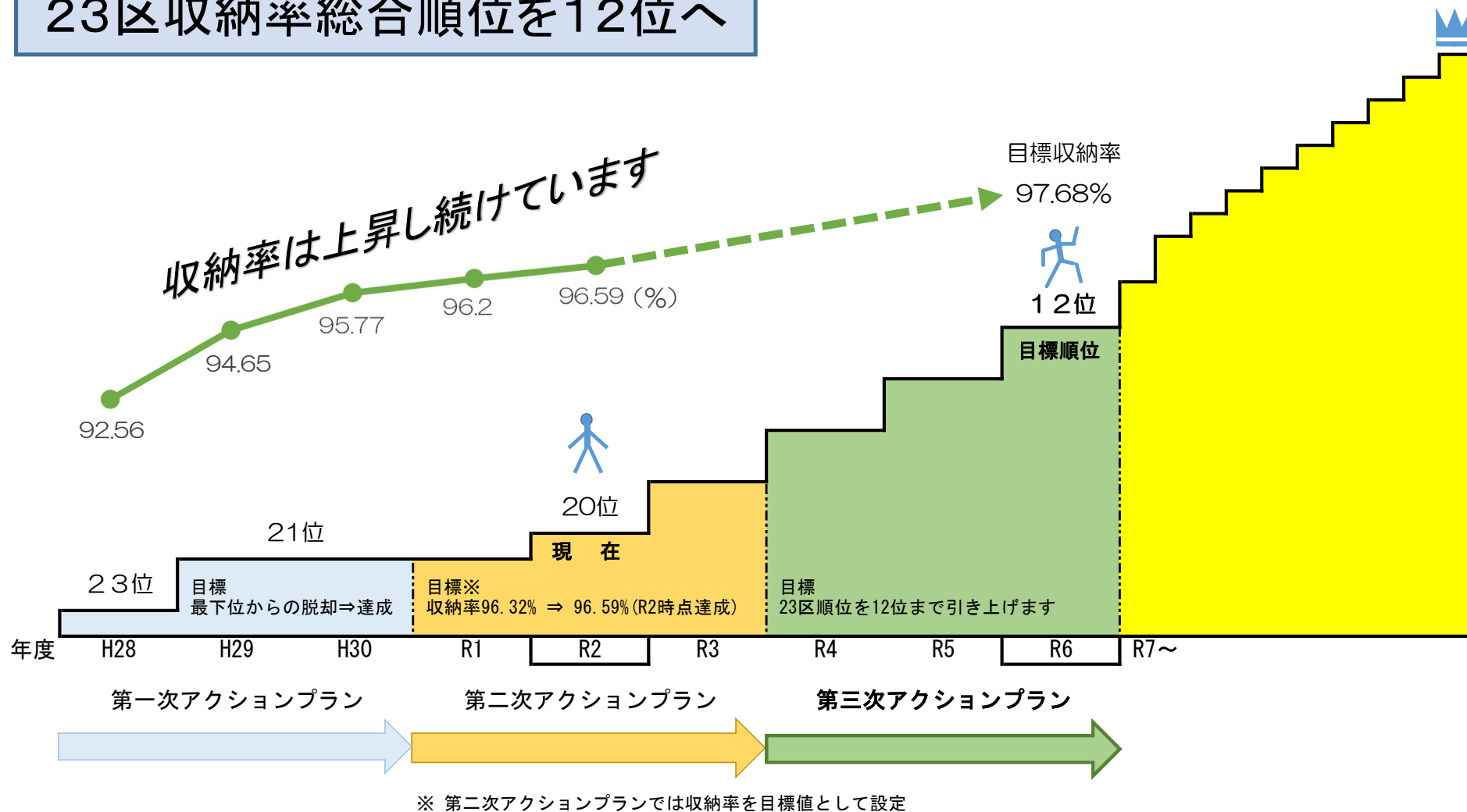
令和 4 年 6 月～令和 7 年 5 月

足立区区民部納税課

足立区は、23区の階段を駆け上がります！

(注) 数値は、令和2年度決算ベースで推定

23区収納率総合順位を12位へ



1 これまでの評価と課題

- 平成 28 年 6 月策定の「足立区滞納対策アクションプラン」、令和元年 6 月策定の「第二次足立区滞納対策アクションプラン」により、収納率総合順位 23 区最下位を脱却し、令和 3 年 5 月末現在の総合順位は 20 位（収納率 96.59%：目標達成率 100.28%）、滞納繰越分に関しては 12 位と、改善を図ってきました。
- 課題は収納率が 22 位と低迷している現年分対策です。財産調査を早期に実施し、差押え、執行停止などの滞納整理を進め、現年分の滞納未済額の圧縮に努めます。

2 基本方針と目標

（1）第三次足立区滞納対策アクションプラン基本方針

- ア 「滞納者を納税者に！」「納税は期限内に！」を合言葉に、滞納者個々の実情に応じた適切な滞納対策と「滞納を許さない足立区」を目指し、適正公平に公権力を行使します。
- イ 期限内納付のため、わかりやすい情報発信を推進します。
- ウ 区民の利便性向上のため、納付しやすい環境を整備します。
- エ 内部事務の効率化、人材の育成を図ります。

（2）第三次足立区滞納対策アクションプラン目標

- ア 令和 7 年 5 月末の総合順位を現在の 23 区中 20 位から 12 位まで引き上げます。
- イ 現年分の収納額を 2 億 8 千万円増加させ、現年分順位も 12 位を目指します。
- ウ 滞納繰越分は現在の収納率（42.45%）を維持し、滞納繰越分順位 12 位を維持します。

基本方針と主な取り組み内容等

基本方針	主な取り組み内容	年間活動目標	成果目標
1 「滞納者を納税者に！」 「納税は期限内に！」を合言葉に、滞納者個々の実情に応じた適切な滞納対策と「滞納を許さない足立区」を目指し、適正公平に公権力を行使します。	① 現年課税分については、督促状発送後、給与照会等の財産調査を早期に実施し、現年分の滞納未済額を圧縮します。 ② 滞納繰越分については、徹底した財産調査を行い、換価性の高い債権である給与、預貯金等を積極的に差し押さえるほか、搜索等を実施します。 ③ 無財産者や生活窮迫者については、積極的に執行停止を行います。	① 財産調査件数 45,000件 (R2実績 41,279件) ② 差押件数 2,700件 (R2実績 819件) ③ 情報発信 ・SNS、チラシ等 140回 (R2実績 120回) ・SMS※1【新規】 6,000件	① 収納率総合順位 12位/23区
2 期限内納付のため、わかりやすい情報発信を推進します。	① 課税課と連携の上、特別徴収から普通徴収に切り替える納税者をはじめ、SNS等で期限内納付の案内を行います。 ② 納付を促進する効果的なチラシを活用するなど、期限内納付の定着を推進します。 ③ あだち広報に滞納整理の特集記事を掲載するほか、封書、文面等視覚に訴える取り組みを実施します。	※1 スマートフォン・携帯電話向けショートメッセージ、宛先を指定して案内が可能	② 現年課税分収納額 令和2年度比 2億8千万円増
3 区民の利便性向上のため、納付しやすい環境を整備します。	① 利用できる電子マネーを拡充し、従来のコンビニ納付等とともに、いつでもどこでも納付できるようにします。 ② 口座振替での納付申込み手続き簡略化のため、電子申請を導入します。 ③ 特別徴収について、eLTAXを通じた電子納入の更なる活用に向け、周知に取り組みます。	④ 複線型人事制度 税務徴収分野専門職員数 8名※2 (R3現在 2名、専門職員を希望する者 6名)	③ 滞納繰越分収納率 現状収納率 42.45%を維持
4 内部事務の効率化、人材の育成を図ります。	① 預貯金照会等のデジタル化を進めるなど内部事務の効率化を進め、現年滞納整理により力を注いでいきます ② 課税課との相互研修を充実させるとともに、複線型職員の育成を図ります。 ③ 1～2年目の職員を対象とした実践的研修を実施しスキルを習得するほか、先輩や専門員によるノウハウの継承の機会を確保し、風通しの良い職場環境作りとコミュニケーション能力の向上を図ります。	⑤ 新人職員の納付交渉 ・滞納整理達成度※3 80% ※2 令和6年度末までに ※3 全研修終了後、本人と上司にアンケートを実施	

滞納対策アクションプランの比較

参 考

第一次滞納対策アクションプラン

平成28年6月～令和元年5月

【課題】

- 1 肥大化した根雪の解消
- 2 適正所掌件数を上回った徴収環境
- 3 組織体制の見直しと職員のスキルアップ

【成果】

- 1 滞納繰越未済額の減少
H28年5月末 22億円 → R1年5月末 7億円
- 2 最下位からの脱却（H30年5月 21位）
- 3 国税OB10名を採用し徴収環境を改善、組織体制の見直しと職員のスキルアップを実現

第二次滞納対策アクションプラン

令和元年6月～令和4年5月

【課題】

- 1 現年課税分の収納率の低迷
- 2 求められる滞納繰越対策の充実
- 3 差押え等の実施と適正な執行停止・欠損の促進

【成果】（R3年5月末途中経過）

- 1 現年調定が伸びる中、未済額は減少
R1年5月末 調定額 438億8千万円 → R3年5月末 462億4千万円
未済額 9億2千万円 → 8億4千万円
- 2 滞納繰越未済額は既に目標額を大きく下回る
目標額 10億7千万円 → 5億円
- 3 コロナ禍の影響で総合順位は20位と伸びていないが、一定の成果を上げ合計収納率は目標達成
目標率 96.32% → 96.59%

【その他】

- ・ 令和2年4月に区民部に特別収納対策課を創設
- ・ 令和3年4月に納付案内センターの業務を特別収納対策課に移管

第三次滞納対策アクションプラン

令和4年6月～令和7年5月

【課題】

- 1 滞納者を納税者に、納税は期限内に、滞納を許さない足立区
- 2 わかりやすい情報発信
- 3 納付しやすい環境整備
- 4 内部事務の効率化と人材の育成

【目標】

- 1 総合順位を12位まで引き上げます
- 2 現年分の収納額を2億8千万円増加させます
- 3 滞納繰越分の収納率（42.45％）は維持します

あだちの特別区税 令和５年度実績概要

令和６年９月発行

発 行 : 足 立 区

編 集 : 足立区 区民部 課税課・納税課

東京都足立区中央本町一丁目１７番１号

電話 ０３－３８８０－５１１１（代表）

ホームページ <https://www.city.adachi.tokyo.jp>



知ると分かる。
すると変わる。

SDGs MODEL ADACHI